

令和2年五條市議会第2回6月定例会（第3号）

日 時 令和2年6月9日（火） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	養 田 全 康	1 五條市の公園・グラウンドの管理について (1) 各課の管理の差について	部長
		2 し尿くみ取りについて (1) 現状と今後について	部長
		3 五條市内における県所有の建築物や資産について (1) 新庁舎ができた後の管理や使用について (2) 今後の県との連携について	市長・理事・部長
		4 賀名生分校について (1) 現状と課題について (2) 五條市立になることについて	市長・教育長・部長
		5 シダーアリーナにおける入札関連、その他入札について (1) 今後について	市長・教育長・部長
2	伊 谷 賢 司	1 消防団の発展について (1) 今後の運営について	市長・部長
		2 観光地域づくり法人（DMO）の本 市における取組について (1) 地域商社について	市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	伊 谷 賢 司	3 農観、農福連携について (1) 農業と観光の連携について (2) 農業と福祉の連携について 4 本市の発展について (1) 自転車活用に伴う観光交流センターの活用方法について	市長・部長 市長・部長

- 第二 報第 十一号 令和元年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について
- 第三 報第 十二号 令和元年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について
- 第四 報第 十三号 令和元年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第五 報第 十四号 令和元年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第六 報第 十五号 令和元年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第七 議第三十七号 五條市人権が尊重されるまちづくり条例の制定について
- 第八 議第三十八号 五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- 第九 議第 四十号 五條市税条例等の一部改正について
- 第十 議第四十一号 五條市手数料徴収条例の一部改正について
- 第十一 議第四十二号 五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第十二 議第四十三号 五條市介護保険条例の一部改正について
- 第十三 議第四十四号 令和二年度五條市一般会計補正予算(第三号)議定について
- 第十四 議第四十五号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十一名)

七番	六番	五番	三番	二番	一番
岩	窪	吉	平	養	伊
本		田	岡	田	谷
	佳		清	全	賢
孝	秀	正	司	康	司

欠席議員（一名）

説明のための出席者

市長	太田 紀
副市長	檜内 吉
教育長	堀内 成
理事	南 則 伸
技監	冠 雅 之
市長公室長	和田 剛 明
総務部長	松本 成 人
危機管理監	石田 茂 人
すこやか市民部長	中本 賢 二
あんしん福祉部長	平田 耕 一
産業環境部長	井上 昭
都市整備部長	上井 朗
教育部長	松井 和 永
西吉野支所長	大垣 悟
大塔支所長	吉川 佳 秀

四番	八番	九番	十番	十一番	十二番
牧野 雅一	福塚 実	山口 耕司	吉田 雅範	藤富 美恵子	大谷 龍雄

事務局職員出席者

水道局長 東 純司
会計管理者 小 森 比登
秘書課長 西 本 久 雄
企画政策課長 西 久 美
財政課長 戸 野 克 哲
土地開発公社事務局長 櫻 井 井 充

事務局長 馬 場 雅 樹
事務局次長 馬 場 孝 一
事務局係長 坂 口 和 美
事務局係員 窪 勇 人
速記者 柳 瀬 五 美

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

牧野議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いします。

また、議員各位の質問、並びに理事者側の答弁の際は、正確な会議録作成のため、マスクを外していただきますようお願い申し上げます。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいようお願いいたします。

また、議員各位には三月定例会に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以上とし、質問議員ごとに答弁補助員の入替えをいたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、二番養田全康議員の質問を許します。二番養田全康議員。

〔二番 養田全康質問席へ〕

○二番（養田全康） 皆さん、おはようございます。

二番養田全康の一般質問を通告のとおりさせていただきます。

まず、大きな一番として、五條市の公園・グラウンドの管理についてでありますけれども、（一）各課の管理の差について答弁いただきましたと思います。先般から新型コロナウイルス感染症対策の関係で、上野公園及びその他の公園・グラウンドが使用不可になった経緯がございます。そんな中、私の元にこんな電話が一本入れられました。というのは、地域の公園が使用不可になっている中、一部の公園で使用できていると、またそこには多くの子供たちが集まってボール遊びやその他活動がなされていると、スポーツ活動もされていたようです。そこで片や使用中というきつい貼り紙を張られて、グラウンドゴルフや少年野球の関係、またサッカーなどは正しているにもかかわらず、片や人が集まって公園使用ができるというような状態でありました。

そこで担当課に電話を入れさせていただきましたが、どうしてこういうような状況に至ったのか、まずその答弁をいただけますか。

○議長（吉田雅範） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

公園緑地課が所管いたします公園に関しまして、このたびの新型コロナウイルス感染症対策の対応といたしまして、公園利用についての一部制限を加えてまいりました。主には有料施設となります屋外施設及び屋内施設、体育館等になっております。その他の部分につきましては国の方針等に基づきまして、一般利用に関して認めるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

教育委員会では、各地区にあるグラウンド等を管理しております。上野公園や阿田峯公園のグラウンドと同様に、五月十八日より条件付きで利用を再開しております。また、利用の再開を周知するため、市ホームページへの掲載、利用の再開と利用条件を記載した貼り紙の掲示、グラウンド等の管理者への連絡などの対応をしておりますので、ご安心ください。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 一番不思議に思うのが、新型コロナウイルス感染症対策であって、その中の対策会議の中で、そういった人が集まる場所を制限する必要があったと思うんですよ。片や使用中になつて、片やグラウンドとして使用できたり、公園として使用できる、この差ができたのはなぜなのかというのをちよつと教えてください。

○議長（吉田雅範） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほど答弁にありました、一般利用という範囲の中の活動かと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 一般利用、基本的に考えて地域のグラウンドも一般的な利用はしているのであれば、ではその使用中止というように看板を貼って一般的な利用を全く制限してしまうような行動というのはするべきではなかったのかなと、一般的な利用ができるのであれば、同じような形で地域格差がないような形でやってあげるべきであったのではないかなと、そのように思うのがまず一点であります。

そうして、僕も少し勘違いしておたのですけれども、五月中旬に制限がある程度解除されたという中で、僕もまたグラウンドが使えるのかなと思つて子供たちとともにグラウンドへ行きますと、地域のグラウンドにはまだ貼り紙が張つてあつて、そこは使用中止だと思つたのですけれども使用中止じゃなかったんですね。制限が変わつたよということやつたらいいんですけども、やっぱり皆さん勘違いされてグラウンドゴルフやその子供たちが来ても、まだ貼り紙が張つてあるわ、これグラウンド使えないなということで、使用できないというふうな思い込みであつたようです。この辺ね、周知の仕方というのをしっかりと考えていかないといけないのかなと、そのように思うのですけれども、その辺答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほどの答弁でもありましたように、市のホームページにも掲載させていただいておりますし、管理者への連絡などもさせていただいております。管理者というのはボランティアでやっていた方ですので、主要な利用者の方にまでは連絡をされておらないと思うのですが、そういう形で利用の周知をしているところがございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）今後、可能であれば、そういった団体で、もう決まった形でグラウンドや公園を管理していただいているような団体に対しては、周知をお願いしたいなと思うところですのですけれども。

そんな中、少し新型コロナウイルス感染症対策の間、上野公園で僕の元にもいろいろなお電話いただきました。それは何かと言いますと、あまりにも駐車違反が多い、そして、中は散歩程度は使っていたでもいいというような状態だったようですけれども、例えば県外から来られた方が有料施設の中で、料金を支払わないでボール遊びを家族ですとか、そういったことが見受けられたそうです。その辺の周知徹底ですよね。後は、例えば奈良市にあるならでんフィールドですか、鴻ノ池陸上競技場であるとか、橿原陸上競技場、そして大和郡山市の総合体育館、また球場のあるようなところは、道路からの導線が一本になっていまして、中に駐車場があつて、その一部分を止めると違法駐車もできないような状態になっているのですけれども、上野公園に至っては多数駐車できる部分がありまして、またひどいのが、市の土地と道路をまたがって車をとめていると、道路に停めているだけでしたら警察の管轄で駐車違反なりとっていたらいいのですが、市の土地と道路と公共の道路にまたがって停められているというような状態が多く見受けられて、地域の方からお叱りの電話をいただいて、上野公園の管理棟やシダーアリーナの方にも電話を入れさせていただいたのですけれども、警察に巡回をいただいているというような状態で、あまり駐車違反をしている方に対しての指導は何もなかったみたいです。ただ、例えば橿原陸上競技場の周りで駐車違反をしていますと、すぐに駐車違反を切られるのですよね、この辺の差というのを五條市はどのように考えておるのか、この辺答弁ください。

○議長（吉田雅範）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

上野公園駐車場の閉鎖状況につきましては、四月二十八日の第二回五條市新型コロナウイルスインフルエンザ等対策本部会議での決定を受け、県外からの感染者流入を抑止するために上野公園・五條中央公園・阿田峯公園・5万人の森公園の各駐車場を五月六日まで閉鎖いたしました。

緊急事態宣言の延長を受け、各施設の利用休止期間を五月三十一日まで延長いたしました。

また上野公園の駐車場閉鎖を行うに当たりましては、五條警察署とも連携し、公園駐車場入り口及び体育館進入口にカラーコーン及び告知看板等設置による安全対策を行った上で閉鎖いたしました。

閉鎖期間は、最終的に四月二十八日から五月十五日まででした。閉鎖期間中は、警察車両による巡回と職員の巡回により、説明に努めました。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）ひどい車両でありますと、入り口付近にある自動販売機ですか、あの中にまで車突っ込んで、変な話、飲料水の購入もできないような状態になっているような部分もありましたので、そこはやっぱり公園内でもちろん散策されているような方だと思うので、その辺はしっかり上野公園として、五條市として管理していく部分ではないのかなと思います。

また逆に、公園内と道路にまたがって停めるような停め方ができるような状態でありますと、事故に遭ったときに五條市の過失は出ないと思いますけれども、考えていくべき部分があるのではないのかなと思いますので、その辺今後の検討をしっかりとやっていただきたいと思えますけれども、答弁ください。

○議長（吉田雅範）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員お述べの道路へのはみ出した駐車、また民地への駐車等につきまして、今後とも引き続き安全管理のために留意してまいりたいと思えます。

また道路管理区域におきましては、特に道路交通法の規定の働くところでございます。警察とも十分協議しながら進めてまいりたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）はい。あまりにも悪質な違法駐車があるのであれば、道路交通法の関係で警察にしっかりと動いてもらう必要があると思えますのでよろしくお願いいたします。

次に、大きな二番に移ります。

し尿くみ取りについてでありますけれども、五條市では今まで百円だったものが今二百三十数円になっているのですかね、現状把握できている部分と、今後どのように考えていくのか、その辺答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

し尿くみ取りの現状につきましては、平成三十年度に開催された、五條市し尿汲取料等審議会において御審議いただき、段階的な料金改定を行う必要があると、平成三十一年三月に答申いただきました。

しかしながら、五條市環境整備協同組合との間で料金改正等の見解に相違が生じ、令和元年七月から、旧五條市内の業者により料金改定が行われました。このような状況から、料金改定の妥当性等を御審議いただくため、令和元年九月に再度審議会を開催し、五條地区の料金は一八リットル当たり二百三十六円、西吉野地区の料金は一八リットル当たり二百三十八円、大塔地区の料金は一八リットル当たり二百四十七円をそれぞれの上限額とするのが相当と答申いただきました。

内容につきましては、三月の厚生建設常任委員会において御説明させていただきましたように、衛生面・安全面、傾斜地等で車を停めてバキュームカーを動かしたままの状態で吸引すると、振動が車に移りそのときに安全が確保できない場合もあります。

さらに、吸引する側の人は、し尿や汚泥を体に浴びる可能性や感染症のおそれもあることから、その状態で市民の皆様には接すると危険を及ぼす可能性もあります。したがって、安全面を考えて作業を行っていない安全確認者が、市民の皆様と接していただく方法をとりたいと業者からの申出があり、審議会でも御協議いただきました。その結果、上限額の設定については、業務の衛生面・安全面から二名乗車を基本とした原価を基に計算しますと、妥当であるものと判断した次第であります。

また、近隣の市町のくみ取り料金を見ますと、橿原市、橋本市が二百円、吉野町が二百十三円など、二百円を超える料金設定となっております。このようなことから考えても料金は妥当であるものと考えております。

しかしながら、料金改定前の金額からすると、市民の皆様には御負担が掛かり御迷惑をお掛けしておりますが、御理解いただきたいと思いますと考えております。

また、今後においても、公正妥当な料金について審議会でも御審議いただくため、「五條市し尿汲取料等改定に係る市の意見提出等に関する要項」を制定しており、審議会を経ず料金の改定が行われることはございませんので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）やはり審議会においても平成三十一年三月に段階的に上げるべきだというような答申をいただいておりますけれども、これはし尿くみ取り業者の方からは幾度となく料金改定を願っています、また話合いをしっかりと五條市としたいということで意思表示をされていたと思うのですけれども、その辺間違いないですか。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）他市町村を見ていますと、樺原市、橋本市が二百円ですか、吉野町が二百十三円、どこの市町村も大体二百円を超えるような料金になっていると思うのです。ただね、この一八リットル当たり二百三十八円、二百四十七円とありますけれども、これが高いかどうかは別として、これだけ倍以上、通常の価格から倍以上上がったと、一気に上がったというような市町村というのは確認できていますでしょうか。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

インターネット等で調べた結果、そのような市町村はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）ないということでありまして、ただ百円でやっているところもなかったと思います。大変業者の皆さん苦しい思いをされてやられていたと思います。そんな中、大体妥当な金額まで上がってこれから正常な数値になっていっているのかもしれないけれども、これは市民からしてみると、一気に料金が上がってしまうというような状態でありまして、多数市民の皆さんからお電話をいただいて、この料金どないかならんのかというようお願いをいただくわけでありますけれども、今後、段階的、通常段階的に上げる部分があったと、これは答申の五條市し尿汲取料等審議会においても、多分行政側においてもそれが妥当ではないかなと思っっているはずだと思っんですよ。それに対して、段階的になるように補助なり何なりを考えていただけるような、そういう部分があるかないか、まず今現状お答えください。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

し尿くみ取り料金の市からの補助による市民負担につきましては、し尿処理に係る他の浄化槽清掃・下水道利用者に対して市から補助は行っておりません。

また奈良県内でし尿くみ取り料金が市から補助を行っている市町村はございません。

そしてインターネットで当市と同じ条件でし尿くみ取り料金の市民負担軽減を行っている市町村があるか検索いたしました。該当する市町村はございませんでした。よって市から補助によるし尿くみ取り料金の市民負担軽減につきましては、申し訳ございませんが、現在検討は

しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(吉田雅範) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) はい。そうなんです。僕もインターネットを調べまくって結構電話をいろんなところに掛けたのですけれども、ここは該当するかなと思って電話を掛けてみたんですけども、やっぱり補助を出しているところはないんですよ。でも料金が一気に倍になったようなところもないんです。逆に言うと、浄化槽清掃や下水処理、それで行っていたらいい市民の皆さんも、これはいきなり倍になるようなことではないと思います。それを考えると段階的に補助を出して引き上げていく、これもまた一つ理屈として通るのではないのかなと、僕自身そう思いますので、あまりにも、…何て言ったらいいんですかね、高齢者であったり、そういった部分で今負担が大きいという話を聞きますので、今後検討していただきたいとお願ひ申し上げて、次の質問に移ります。

大きな三番、五條市内における、県所有の建築物や資産についてであります。

その中の(一)新庁舎ができた後の管理や使用についてであります。五條市内には僕が分かっているだけでも五條高等学校を始め、五條土木事務所、内吉野保健所等あると思うのです。その中で新庁舎に入っていただけのような、県所有の建物から移っていたりするようなところもあるというのは確認できているわけでありませうけれども、その中でどのようなものが今五條市内に県所有のもので土地、または建物があるのか、その辺答弁いただけますか。

○議長(吉田雅範) 南理事。

○理事(南 則行) 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市内の県所有の資産は、今提示いただきましたように、五條土木事務所、内吉野保健所、五條高等学校、五條警察署など十八件ございます。そのうち五條土木事務所、内吉野保健所につきましては、新庁舎完成後、移転することにより使用されなくなる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(吉田雅範) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) 使用されなくなるというようなお話でありましたけれども、今後、では県のことになりますからあれかもしれないけれども、今後そのまま放置されるのか、それとも更地に戻されるのか、その辺もし決まっているところに分かるような部分があれば、答弁いただけますか。

○議長(吉田雅範) 南理事。

○理事(南 則行) 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現時点で五條土木事務所、内吉野保健所のその後の活用方法が決まっているということは聞いておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）逆に言いますと、新庁舎に入っていたくわけでありますけれども、これらの利用方法について市から何か県にお願いなり提言なりされているようなことがあれば教えてください。

○議長（吉田雅範）南理事。

○理事（南 則行）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現時点におきましては、それらの施設の活用方法について市から県に何か要望しているということはございません。
以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）例えば五條土木事務所や内吉野保健所ですか、五條市の中心市街地にあるのではないかなど、また立地条件もよく人が集まれるような場所にあるのではないのかなと思うのですが、今後市として、これらをどのように考えていくのか、県とともにどのように有効活用していくと考えるのか、この辺分かれば答弁ください。

○議長（吉田雅範）南理事。

○理事（南 則行）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今後、県・市所有の資産どちらもですが、まずまず資産の老朽化が進んでいくと思われれます。県も市も、保有総量の最適化、所有資産の有効活用、長寿命化の推進など、いわゆるファシリテイマネジメントの推進に積極的に取り組む必要があると考えております。

これら県で未利用となる資産の利活用につきましては、今後、周辺地域のまちづくりを考える中で、市所有の施設の在り方も合わせまして、県とも連携し検討していく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そうですね、地域でただ建物が残ってしまってお化け屋敷みたいにならないようにだけはお願い申し上げたいなど、そのように思うわけでありませうけれども、あと分かればいいのですが、県所有の土地、これ未利用地ですね、五條市における未利用地、どれくらいあるのか分かれば教えてくださいませうか。

○議長（吉田雅範）南理事。

○理事（南 則行）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

すいません。未利用地の面積等につきましては確認できておりません。申し訳ございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）はい、分かりました。

（二）に移るのですけれども、今後の県との連携についてであります。県所有の建物、五條高等学校もそうだと思うんです。僕五條高等学校の育友会の役員をさせていただきましたので、何点か分かった点ですけれども、今現状五條高等学校には寮がありまして、そこには奈良県の山岳地から三名の生徒が寮に入っていました。ただこの三名という数字ではやっぱり寮を運営していく中ではかなり苦しい部分があるようです。五條市には偶然ですけれども、これから五條市立になる賀名生分校があります。立派な寮があると思うのです。今現状を考えると、県も樺原市の方にかか畝傍寮と持って持っていると思うのですけれども、せっかく寮に入ってもらって来るのに、まだ寮に入ってしまうと、県も樺原市の方にかか畝傍寮と来ていたかかないといけないというような状態ではなく、五條市内にせっかく寮があるので、その部分二重行政になっているのではないのかなと僕は思うのですけれども、これらを解消していただくとか、今後そういった部分に着目していただくとか、そういうことが可能かどうか答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）南理事。

○理事（南 則行）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條高等学校に寮があるというのは承知してございます。その寮の活用方法につきましては、県教育委員会の所管でございますので、また県、県教育委員会と連携をして、ほかの施設のことも含めて検討を進めてまいりたいと考えてございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）五條高等学校の所有している寮が新しくできる新庁舎の本当に近い位置にありますから、その部分から考えると市としてもその部分の利活用は大変効くのではないのかなと、その辺しっかり県と協議してやっていただきたいのと、あともう一点、五條高等学校は子供たちを学校に運ぶために今、近鉄福神駅からバスを出してバス会社を運営しながらやっているわけです。今緑ナンバーで営業ナンバーをとって今後は業者としてバスを走らせるようなことになるらしいのですけれども、子供たちを運んだ後、バスが空いてしまうんですね、これも五條市として考えられる部分があるのであれば、話し合いをしていただきたいなと、活用していただきたいなと、そのようにお願いだけ申し上げます。

次に大きな四番、賀名生分校についてであります。

また、農業が未経験の一年生におきましては、農家への農業実習が始まるまでに、学校の園地を利用しての農業実習を行うなど、今後のカリキュラムについて改善を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）やっぱりまずは人にお世話になるのですから、お世話になれるだけの人物を育ててから出していかないと、またはそれに携わる先生の熱意ですよね、その辺しっかりと、次に（二）五條市立になることについても絡んでいくことかもしれないけれども、それらをしっかりとやっていかないと、今後実習を受けていただくような農家さんが減ってしまってしまうと、しっかりとした実習活動ができないと思います。それらはやっぱり責任を持って五條市立になるのですから、まずは人間作りをしっかりとやっていただきたいと、それはおのこの家庭の事情や子供の事情があると思いますけれども、それはまずある程度の一定段階までしっかりと指導してから子供たちを実習に出すと、こういう状態にしていただきたいなと思うのですけれども、答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほど答弁申し上げましたように、今までは一年生に入学しますとすぐに農業実習に行っておったというところでございます。今後は、農業未経験の一年生につきましては、農家への実習が始まるまでに、今学校で管理をしております園地の方で研修をいたしまして農業実習へは、その後行かせたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）よろしく願います。

そして（二）になります。五條市立になることについてですけれども、奈良県立五條市立の冠がついているわけですから、これが奈良県立という部分が消えるわけですよ、そういった場合に、学校運営であったり、そういった部分の中で変わるところ、大きく変わるようなところがあれば答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず教育課程の届出というのが市教育委員会へ届けることになります。それと教科書採択も新設校で行うようになります。入試事務につきましても西吉野農業高校で行うようになります。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）市が入試の方、例えば面接だったり全てのもが、市が行えるということでありませけれども、こういう話もいただきました。やっぱり入試があるのですから、一定程度のラインは絶対必ず設けるべきだというような話をいただきました。むやみに子供たちに対して、門扉を閉めることもないですし、逆に広げることもないと思えますけれども、やっぱり一定程度の入試ですから、ハードルはあって当たり前だというようなお話もいただいたのですけれども、今後何か生徒に問題が起こったときに、五條市が入試を行ってその子供たちの入学を許したわけですから責任は五條市にあると思うのですけれども、これら最終的な責任は誰が負うのかそこを答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

現状賀名生分校というのは設置者が五條市で、管理運営というのは奈良県教育委員会となっております。今後本校化をいたしますと、設置者、管理運営ともに五條市になりますので、最終的な責任というのは五條市ということになります。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）最終的な責任者は五條市、それは五條市長になるわけですよ。それは五條市教育委員会教育長になるわけですか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

設置者は、五條市になります。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）今まででしたら、そういった部分で県も入っていただいております、県がみていただける部分と五條市としてみていかないといけない部分があったのかもしれないけれども、今後何か問題が起こったときには、これは五條市が責任を持って対処するというような形になるんですよ、そこ答弁もらえますか。

○議長（吉田雅範）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今お話がありましたけれども、今後五條市立ということになりますと、今まで県立の賀名生分校となつてるときはいわゆる設置者が五條

市、したがって建物であるとか管理とかそういうハードな部分については五條市が責任を持つ、そして教育内容それについては奈良県教育委員会が持つと、こういう形で進めてきました。今後市立になりますと、設置者が市長になりますので、建物等の管理とかその辺に関わりましては市の方で、市長が中心になってやっていただくというような形になります。

そして教育内容であるとか教育の管理、カリキュラムを含めて、そのことにつきましては五條市教育委員会ですので、教育長の私の方で責任を持たなければならぬ、そういうことになると思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そうなった場合に、では学校長の任命権というのはどこにあるわけですか。

○議長（吉田雅範）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

学校長の任命権の方は、したがって市の方になってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）お話の中では、学校の先生は今までどおり県の教育委員会から来てくれるというようなお話でありましたけれども、校長に至っては五條市が任命してその県から派遣される先生方に対して指導監督をしていく、こういう考え方でよろしいですか。

○議長（吉田雅範）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今、市の方で学校長を選んでいくという、これは市の方でできるといっているようになっています。この辺につきましても、今までの経過から見ると全く県の方で独自でやっている部分もあれば、一時県の方からやってもらって一旦任命をして、中身で変えていく、と言いますのは、学校長、教頭そして教員を含めて一定の人数、子供の生徒数に合わせて配置がされます。もしも市の方で校長を立てていけば、いわゆる一般の教諭の方に県からの人数が一人増えるという、こういう形のやりとりになってまいります。

実際の運営の中で、一番合理的なものを県とも相談させてもらいながら考えていくと、こういう道筋になるだろうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）県と共同でやれる部分はもちろんあるのかもしれませんが、やっぱり聞いていますと、市の責任が増えるというよう

な状態になるのだなど、何ら変わらないという話やったと思うのですけれども、やっぱり市の責任が増えるということでありますので、そこはしっかりと市が責任を持って子供たちの管理であったり、今後の授業であったりとか、そういった部分をみていただきたいと、そのようにお願い申し上げます、次の質問に入ります。

最後の質問になります。

五番、シダーアリーナにおける入札関連、その他入札についてであります。

まず初めに、談合により逮捕、起訴されました四業者、それらに関わる総合体育館以外の物品の入札が行われていたかどうか、まずその辺答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範） 松本総務部長。

○総務部長（松本成人） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

本年四月に逮捕、起訴されました四業者、その四業者に係る入札でございますが、総合体育館以外にもございました。以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 警察の中で調べられていて、メディア報道されておるのが平成二十八年度からと思うのですけれども、この平成二十八年度から何件ぐらいの入札が行われ、その四業者と言われるところがどれぐらいの金額、件数をとっているのか、その辺答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範） 松本総務部長。

○総務部長（松本成人） 失礼します。

二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

本年四月に逮捕、起訴されました四業者に係る総合体育館以外の物品購入における入札及び随意契約による執行でございますが、平成二十八年から令和元年度までの四年間における購入物品の合計の件数、金額でございますが、公営企業会計を除きまして現在把握しておりますところで、次のとおりとなっております。

まず、オフィス中原でございますが、合計で十六件、金額は六百四十九万三千八百八十八円となっております。

次に、有限会社扇屋でございますが、四年間合計で二百四件、六百二十八万三千四百四十三円となっております。

次に、株式会社ワースリビングでございますが、四年間合計で四十六件、六百三十四万六千二百四十四円となっております。

そして、紙谷工業でございますが、四年間の合計で百二十七件、一千六百六十九万五千八百八十二円となっております。

件数につきましては、単価契約による分のその都度の購入分も件数に入っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）一番大きな金額で、四年間で紙谷工業さんですか、約一千六百六十九万円あったということでございますけれども、これら単年に直したときの業者登録のときの売上げ等、これら金額というのは今までに精査されたことがありますか。

○議長（吉田雅範）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

これらの金額と業者登録のときの売上高、ちよつと正確には比較はいたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）まず業者登録のときにその辺必要じゃないのかなと、例えば今までに業者登録していただいていた業者さんで、入札ですね、入札に参加していただいております、そのときの売上げがあると、それプラスアルファこうした形でその他の入札、また随意契約をとられているわけであります。また大きな金額、皆さん五條市との契約をしていただいておりますけれども、それらやっぱり業者登録時に、五條市との契約、その中でそこがないかという確認というのは必ず必要のあることと思っておりますけれども、その辺どうですか。

○議長（吉田雅範）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおり業者登録のときの売上高に実際の実績とそこと言いますか、差があるということは適切ではございませんので、その辺をきちんと確認するようにしなければならぬと存じております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そして次に、それら随意契約、また入札の中で官製談合のような犯罪行為というのは難しいかもしれませんが、不審な点、今までに調べられたことがあるのかどうか答弁ください。

○議長（吉田雅範）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

総合体育館以外の入札、また随意契約の事務につきまして我々契約の統括部門として調査したことはございません。
以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）これは調査が必要やと僕は思いますけれども、その辺どうですか。

○議長（吉田雅範）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

これら四業者に係る入札等の関係資料でございますが、司法当局の求めにより提出されているものもございまして、この司法当局の捜査を見守ってまいりたいと存じます。そしてその結果によりましては、顧問弁護士に相談して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）警察報道されているだけでも、官製談合が認められている……、まだ認められてもないかな、起訴されただけですから、官製談合があるという疑いを持たれているわけですから、これは四業者が契約したその他の入札、また随意契約においてもこれはしっかりと市の中で調べて、例えば随意契約であれば契約をとられた業者さんが他社の見積りを持ってこられたとか、そういったことのないように、しっかりと平等性を担保しながら契約できていたかどうか調べる必要があると思うのです。今後そういった形で調べていただきたいと思えます。

そして次に、この四業者が今は随意契約も含まれていましたけれども、入札、一連以外の入札で落札された件数はどの程度あるのか、この辺答弁ください。

○議長（吉田雅範）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

四業者に係る公営企業会計を除きます総合体育館以外の物品購入における入札による執行分についてでございます。平成二十八年度から令和元年度までの四年間で、単価契約の分は除きまして、現在把握しておりますところで、次のとおりとなっております。

まず、オフィス中原につきましては、合計で入札が三件、金額は三百九十二万九千四百円となっております。

次に、有限会社扇屋につきましては、入札が三件で金額は百四十七万六千五百八十八円となっております。

次に、株式会社ワースリビングにつきましては、合計で入札が四件、金額は三百十三万一千四百六十円となっております。

そして、紙谷工業につきましては、入札が五件、金額は九百五十七万一千三百九十二円となっております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そうですね、一番大きいので五件で約九百五十七万円ですか、分かればいいのですけれども、これらの中で九〇パーセン

トを超えるような入札が行われた部分があるのか。

そしてまた、この四業者のみで入札が行われた物件があるのか、この辺を教えてください。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 養田議員の一般質問の残り時間は約十分であります。二番養田全康議員。

○二番（養田全康） はい。もう時間がないので次、いきます。

今後五條市として、……他の議員さんでも今日一般質問がありましたけれども、決裁を押ししたのは市長やと、ただまあ僕の中では予算にしろ、決算にしろ、それを議会承認してきたのは議会の部分だと思っています。そんな中で、やっぱりこの問題が最初出始めたときに、過去に決算通したのにこんなとこ見てどうすんねんというような話をされるような議員さんもおられました。ただこれ不正が見つかってそのまま放っておくって、こんなやり方僕はないと思っていますし、そうであれば、議会の意味がないと、しっかりと過去に遡ってもそういった不正があるのであればしっかりと調べて、これは市民に報告するのが議員の務めではないのかなと思います、仲間とともに百条委員会をお願いしているわけでありませうけれども。

その中でね、百条委員会がもし設置できたときに五條市としてしっかりと協力していただいておりますので、百条委員会を設けることができるのか、その辺市長、また教育長ですか、その部分があると思いますので、この辺答弁いただきたいと思えます。

○議長（吉田雅範） 太田市長。

○市長（太田好紀） 二番養田議員の質問にお答えを申し上げたいと思えます。

今後、議会において、地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会が設置された場合、必要となる予算の調製を始め、職員の出頭及び証言、記録の提出等、当該委員会の運営について、積極的に協力をしたい、そういうふうに思っています。

そして、今捜査当局で実際進んでおりますけれども、その結果が出た時点において今後民事でやる部分もあるのかなと思いますが、そういうのを踏まえて百条委員会のことが大変重要な位置付けになるのではないかなというふうに思っています。是非ともそういう面で百条委員会というのは私たちができない調査権を発動するというところで、大変重要であると思えますので、そこらを踏まえて、今後協力体制は徹底してやってまいりたいと思えます。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 協力体制をいただけるといふ部分と、警察が捜査していただける部分と、また今現在それ以外にもいろいろな部分で、合宿の補助金であったりとか、そういった部分で、疑惑でとまっている部分があると思うのですけれども、それらもやはり百条委員会で真相解明して、五條市が今後民事でやる部分の金額確定の部分で役に立つのではないかなとそう思うわけでありませう。

そんな中で、教育委員会の事務の中においても、教育委員会ではないのかな、教育委員会を通じてお金を出した部分の中で、不確定な部分があると思うので、それらの部分については教育委員会としてもしっかりと協議、また検討に乗っていただけるのかどうか、答弁いただきたいと思えます。

○議長（吉田雅範）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今、市長の方からお話ございましたように、この問題につきましてはきっちりとした形で一つの方向を、原因とかそういうのをちゃんと押さえておかなければならないというように思えます。

教育委員会とは直接的に行った部分というのは不確かな部分もあるので、担当課なり窓口が教育委員会を通してやっていたということは十分承知しておりますので、連携を取りながら協力して取り組みたいというように思えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）担当窓口が教育委員会であったし、教育委員会から人も出しているわけですから、そこはしっかりと協力いただけるということでも有り難い答弁だったと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（吉田雅範）以上で二番養田全康議員の質問を終わります。

トイレ休憩及び答弁補助員の入替えのため、十一時十分まで休憩いたします。

午前十時五十六分休憩に入る

午前十一時七分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

一般質問を続けます。

次に、一番伊谷賢司議員の質問を許します。一番伊谷賢司議員。

〔一番 伊谷賢司質問席へ〕

○一番（伊谷賢司） 議長の許可を得て一番伊谷賢司、通告にのっとり一般質問をさせていただきます。

まず一番の消防団の発展についてというタイトルですが、今後この消防団、私どもの地元であります田園五丁目ですが、そこでも消防団の方々からいろいろな意見をお聞きしまして、これは市民の皆さんに知っていただきたいということで、質問させていただきます。質問させていただきますので、順次質問させていただきます。

まず、消防団の今後の運営について、どのようなビジョンがあるのかお聞かせください。

○議長（吉田雅範） 石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人） 一番伊谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

五條市消防団は、平成十七年の市・村合併から人口減少、少子高齢化、就業形態の変化等により入団希望者が減少するとともに団員数も減少してございます。また地域によっては管轄内に居住していない団員も増加してきたことから、消防団の再編、統合により、効率的な組織体制を作り確実に出動できる初動体制を強化するとともに車両や格納庫等を集約し、整備と適正配置を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） 消防団長のもと、本当に様々な取組をしながら現状をしっかりと、また発展するようにしていただいているのは十分分かっております。

その中で、車両や格納庫を集約するということですが、具体的にどのような形でするのか教えていただきたいと思えます。

○議長（吉田雅範） 石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人） 一番伊谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

急激な組織再編により、消防団活動に支障を来さないよう段階的に団組織の統合を行い、現在ある格納庫や車両等の資機材は地域の実情を鑑み、しばらくはそのまま使用しますが、格納庫の整備や団員数の減少に伴い格納庫の廃止や車両の廃車を行っていききたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） それでは車両の配置について、具体的に御説明いただきたいと思えます。

○議長（吉田雅範） 石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人） 一番伊谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

車両につきましては、原則として各分団には消防ポンプ自動車一台を配備し、その他の車両は軽四小型動力ポンプ付積載車とする事業を進めてまいります。

消防団の再編統合に伴い、消防ポンプ自動車の配備について二台以上ある分団については、今年度中に消防ポンプ自動車を原則一台配備とすることが消防団の本部会議で決定いたしました。軽四小型動力ポンプ付積載車は消防ポンプ自動車より放水量は少なくなりますが、五條市内に多くある狭隘な道路でも消防ポンプ自動車に比べて小回りが利き進入することができます。

また、地震で水道管が破損し消火栓が使用できない場合でも小型動力ポンプを降ろして池や川まで運び使用することができるメリットがあります。

さらに、火災出動の際には、放水能力の高い消防ポンプ自動車一台と、他の車両は機動性の高い軽四小型動力ポンプ付積載車で出動することとなります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい。ポンプ自動車一台、そして軽四小型動力ポンプ付積載車ということで決めていただいたということでございますね。

奈良県広域消防組合も本市で起きた火災については本当に近くの署から、他市のところから応援に駆けつける、また五條市内においても様々な地区からいち早く駆けつけてどんな道路にでも入れる、そして一番効率のいい姿ということで消防団の方も練りに練って考えていただいたことだと思っておりますので、十分理解させていただいております。

それではここで、新たに消防ポンプ自動車が一機配備となった分団についてお尋ねいたします。

○議長（吉田雅範） 石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人） 一番伊谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

第一方面隊一分団と二十二分団、そして第二方面隊二分団が一機配備となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい。そしたら各分団に原則消防ポンプ自動車を一台とすることについて、団員への説明はどのようにしているのかお聞かせください。

○議長（吉田雅範） 石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人） 一番伊谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

消防団の運営は消防団がさせていただきます。消防団本部会議で決定したことは、方面隊長から各分団長に報告され、各分団長から団員に報告することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい。今答弁いただいたとおり、消防団の組織、これにつきましてはトップダウンで様々な物事が決められていくということも十分認識しております。そしてその上で車両の配置で地元の消防団とそして消防団本部の間で、私どもの地元の方でもちよつと行き違いがあるのかなと懸念するところがあるのですが、その橋渡しを事務局にお願いしたいと思います。答弁願います。

○議長（吉田雅範） 石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人） 一番伊谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

消防団は法に基づき崇高な使命感の下、市民の生命、身体、財産を守るための活動を行っていただいております。

また、消防団活動につきましては、消防団長を始め、消防団本部が中心となって意思決定を行い、それに基づき運営を行っていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい。まさしく消防団の組織として対応していくということで、その中でも事務局の役割というのはあくまでアシストであるということも十分理解しております。そんな中で、今こうやって皆さんの有志で、そして消防団という精励される皆様に心から敬意を表するわけですが、その中でもよりよい消防団員の営みができるような形で行政側も温かい目でどうかアシストしていただいて、消防団の運営がより一層発展するようにお支えいただきたい。そういう思いでございますので、どうかひとつよろしくお願したいと思います。

ますますの消防団の発展を心から祈念する次第でございます。

それでは、二番に移らせていただきます。観光地域づくり法人（DMO）という本市における取組についてお伺いいたします。

このDMOの元になるのは、以前私も一般質問させていただきましたが、稼げる地域を目指そうじゃないかということで、地域商社というのを本市におきましても、精力的に進めていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で会合等もなかなかありません。今の地域商社においての現状をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（吉田雅範） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市が稼げる地域となることを目指しまして、本年四月に「五條市地域商社株式会社」を設立したところでございます。

この地域商社でございますけれども、地域内における様々な資源を組み合わせ、付加価値を付けて発信し、地域の魅力を総合的に高めていく会社でございますけれども、本市の周辺は御存じのように、高野・吉野・明日香など全国的に著名な観光エリアに恵まれておりますことから、将来的にはそういったエリアとの広域的な連携を視野に入れながら、さらに取組を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい。地域商社の在り方について御答弁いただきました。そしてこれからも精力的、飛躍的に伸ばしていただくということでお伺いさせていただきました。その中で、本市だけでなかなか伸ばしていくのも非常にハードルが高いと思います。しかしその中で近隣の町村が持っている魅力というのもしっかりと引き合わせながらやっていくことであれば、私が質問させていただきました観光地域づくり法人というのもあわせての今後の立ち上げの一つの重要な論点じゃないかなと、そういうふうにも思っております。

この観光地域づくり法人が市長もおっしゃっておりますように、高野山のこれからの、新型コロナウイルス感染症で今は何なんです、やはり地元のインバウンドだけではなくて、国内の人たちが目を向けてもらえるような発信となるのはなかなか行政だけでは作りづらいという思いがあります。

そんな中で、よりよい資源を活用するためにも、民間の意見をどんどん取り入れながら発展していくという形が必要だと思いますので、その中で地域商社、そしてさらにDMOである観光地域づくり法人の設立に向けての見解をお伺いいたします。

○議長（吉田雅範） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま議員がおっしゃいますように、このDMO、観光地域づくり法人でございますが、これは広域連携をしながら、共存・共栄をしていくというような組織と認識をしております。

本市の地域商社にしましても、単独で物事を考えるということは今後もできないというように考えてございますので、しっかりとこのDMO、観光地域づくり法人のことを研究いたしまして、前向きに取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい。市長公室長の答弁ありがとうございます。

そんな中で、この取り組んでいく中にも市長がこの地域商社を発足させ、そしてさらにDMOの観光地域づくり法人というのを視野に入れた周りを巻き込んだシステム作り、これの旗揚げをぜひ五條市から発信していただきたい、そして周りをどんどんどんどん包み込んで、五條市が引っ張っていけるような手腕を見せていただきたいと思います。市長、答弁願います。

○議長（吉田雅範） 太田市長。

○市長（太田好紀） 一番伊谷議員の質問にお答え申し上げます。

この地域商社ということで、先ほどからも答弁がありました。私たちの五條市の観光、またあらゆる面の発展というのは近隣との連携が大変必要だというふうに思っています。その中においても、何回か伊谷議員も質問を今までもしていただいたと思いますけれども、今まで奈良県というのは、北部を中心に発展してきました。今現在のところ京奈和自動車道の一部が開通して南北の距離が縮まったということで、奈良県自体も南部に力を入れていただいているというように私は感じております。そんな観点から、北の玄関口ということも、南の玄関口という位置付けの中で、五條市がその玄関口となり得る、そしてその中においては吉野郡と連携をしながらやっていくということが当然大事なことであろうかなというふうに思います。

その観点から、一つは知事もおっしゃっているのですけれども、京奈和自動車道が開通すること、またリニア中央新幹線が開通すること、今京奈和自動車道が和歌山市まで開通しているということで、関西国際空港まで五條市から約五十分で行けるようになり、インバウンドで皆さん方がいかにこの南部に来ていただけるかということが大変大事であらうかなというふうに思っています。

そんな観点から、もう三年前から進めておりますけれども、高野山と奈良市を含めた形の観光ルートをやっていくということ、高野山と、南部の中では吉野町や黒滝村、天川村を含め、五條市がその中心の位置付けとしての連携ということで、私たち首長が集まり、今後その協議を進めていくということ、現在も事務方サイドでも協議をしていると、それがひいては公共交通の一つのアシストになるような形になれば大変有り難いかなというふうに思っております。

いろんな形の中で県と連携をしながら、また県境を越えて和歌山県、高野山との連携をとることによって、より県南部の活性化につなげていく、南から北に人を送り込んで行くという、そういう流れを作っていければ……、大変なことであらうかなと、それが地域の発展、県南部の発展につながり、五條市または近隣の市町村が連携をすることによって、観光、また文化遺産など、いろいろな面が活用されて大変多くの人が訪れる可能性が出てくるというふうに思っています。

その中においても、地域商社で今後進めることというのは大変大事な位置付けになっていくと思っております。

会社は設立しましたがけれども、これが実りある形になるように、これからも連携を取りながら行政一体となって頑張ってまいりたい、そういうように考えております。

以上です。（「一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） ありがとうございます。

やはりこういう地域をまたいだりいろんな交流、これはなかなか行政だけではいろんなハードルがございまして、本当に口で言うは易いですが、やるとなるとなかなか難しい。両輪で行っていただけないという思いでございまして。民間の力も入れ、行政の力も入れ、双方で手を握りあって近隣の市町村、そして関係ある市町村との連携を深めていただいて、よりよい観光資源の発掘に御尽力いただきたい。そして人が来るまちづくり、人が来て楽しかったなあ、また来たいなあ、また行こうよと言えるような本市に進めていただきたい、そういう中ではこれも何も費用の掛かることではございません。いろんな知恵を出し合ってやっていただければと思いますので、ぜひ行政の方でもオールなあって五條市の地域商社を盛り上げていただき、そしてさらには観光地域づくりの法人がで上がるまで、しっかりとアシストしていただきたい、そういう思いでございまして、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

先般からよく農業と観光の連携とか、農業と福祉の連携ということが、私もよく聞くのですが、本市におきましても西吉野町で農福の連携ということとされているということ、よく他市町村の方から問合せがきます。どういうことをやっているのということと聞かれる、非常に興味があるのかなと思います。

まず、農福の連携は後ほどお聞かせいただきたいのですが、私は農業と観光の連携というのを、モデル化していくというのが非常に大事じゃないかなと思います。これだけの農業の産地であります。もちろん召し上がっていただき、そして賞味していただいた上で、農家の方が収入を上げていく、それも一つ大事な柱です。その中でもせっかくの農業のメリット、農産物、これから何と言っても、このような感染症が拡大しているいろんな考え方が変わってきたと思います。いろいろな面で食料やそういう嗜好品もそうですが、自給率を高めていくというような形になってくると、我がまちの産業を大事にしなければいけないし、そしてそれをもっともっと広めていかないといけない。やはりブランドを作ることによって、そのブランドにおごることじゃないんですが、そのブランドをどんどん発信していくような取組というのが、私は農業と観光の連携ではないかなと思っております。

その農観の連携について、行政側として思いがございましたら、御答弁いただきたいと思います。

○議長（吉田雅範） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

農業と観光の連携については、西吉野町湯川の柿狩りや、近年ではイチゴ狩りを行う農家も増え、多くの観光客が訪れています。

また、柿狩りやイチゴ狩りといった収穫体験だけではなく、賀名生梅林や、たわわに実った柿の風景を楽しみに訪れる方も多くいます。それらの人は、地元農家で作った梅干しなどの加工品や旬の柿を購入してお帰りになられます。

今後は、五條市の特産品やその季節にしか見ることができない景色などを介して観光資源と農業の連携を図ることができないか、調査研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい。そういう取組の中で、私もいろいろなところに行かせていただいて気づいたのですが、観光で伺いますと、果樹園がありました。そこに看板がありました。そこに近づいていくとビューポイントと書いてあるんですね。ビューポイントということで書いてあったら何かカメラを置く台みたいなものがありまして、まあ後に見事な果樹が、ミカン畑だったんですけども、広がっているんですね、それをバックにして写真を撮っていくということで、それはもう一面ミカンに包まれているような場所でした。農家の方たちがいろいろと苦慮されて行政の方と手を組んでやっているのかなあと思いついていたのですが、そうやっていくことによって引っ張り込んでいく、引っ張り込んでいくことによって農家の方との出会いもあります。そしてそういう顔の見える農産物を買っていくような形になっていく、それは成功事例で西吉野町はやっておりませんが、やはりまだまだ五條市もたくさんさんの農産物があります。トマトしかり、イチゴしかり、そういうのをぜひつなげていくような農観の連携というのを発信していきたい、そういう思いでございます。

その中でもいろんな面で農業の発展にも寄与すると思いますので、担当部局の方にはくれぐれも農観の連携というのを視野に入れて進めていただきたい、そういう思いでございます。

それでは次に、農業と福祉の連携ということで伺いさせていただきますと思います。農業と福祉ということで、本市におきましては自立支援ということで大変いろいろな施設が頑張っていたいております。そんな中でも、AとかBとかありますが、これからやっていかないといけないことはしっかりとしたビジョンを持って、障害をお持ちの方が今後どのようにして次のステージに向かっていくか、そういうアシストが必要なんじゃないかと思えます。

やはり一つ考えられるのは、障害者の施設で一生懸命やっています。でも就業支援ということになるとなかなかできない。その就業支援をやるところが今後国の方でも三千箇所くらいを目標にしてやっているということを聞いているのですが、その就業支援をしていく中で、農業を使っていくということも非常に進められていっております。そこには就業支援をするコーディネーターと農業をしつかりと教える技術者、そして周りの地域のよき理解者ということで、個人でやるには大変ハードルがあるのかなと思うのですが、行政がそういう形でそういうことも踏まえて対応していただくと、より就業支援がどんどんどんどん現実のものになるのではないかという思いで質問させていただきます。

ました。

そんな中で、農業と福祉の連携について行政側として何かございましたら、御答弁いただきたいと思ひます。

○議長（吉田雅範） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

農業と福祉の連携は、近年、農業と福祉分野が連携する「農福連携」の取組が盛んになっており、国においても令和元年六月に、「農福連携等推進ビジョン」が取りまとめられ、取組の方向性が示されています。

農福連携の取組は、農業経営体の労働力確保や障害福祉サービス事業所の賃金の向上、障害者の心身状況の改善や社会参加の機会など、農業と福祉の双方により効果をもたらせます。

今後、農業・福祉の連携について、調査研究してまいりたいと考えております。

いずれにしても、これら二つの案件につきましては、関係部局や関係機関とともに連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい。本当にこれは農業と福祉との連携ということでございますが、行政の垣根を越えてぜひ行っていたいただきたいと思ひます。

五條市にも市民農園等もございます。またそういう許可が出せるような畑もあるかも分かりません。そういうことを行政側として情報提供できるような環境作りだけしていただいて、ぜひそういうところの名乗りが市内にあつたら、またそういうところをしっかりと対応してあげていただきたい、…ないんです、ということとは簡単に言えるのですが、できるように努力するというような形を行政の方でも見せていただけたら有り難いのかと思ひますし、また本当に小さな畝で、二人、三人とした形で作業するそうです。そんな中で、しっかりと果樹や野菜を作ることによつて、心もまた非常に…、土を触ることによつて変わつてくるかも分かりません。いろんな面でアシストできるような環境作りのお膳立てを行政側にぜひ、今後そういう連携ができるようなシステムを作っていたきたい、そういう思ひでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは続けてまいります。

最後になります。

私、本市の発展ということ、まずこの自転車活用に伴う観光交流センターの活用方法についてということ、過去に何度か一般質問をさせていただきます。この現状についてお教えいただきたいと思ひます。

○議長（吉田雅範） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市観光交流センターにおきましては、新町通りなどへの来訪者だけでなく、サイクリストが利用しやすい施設整備を進めてまいりました。

平成三十年七月に奈良県が進める自転車周遊施策の『ならクル・サポーター「自転車の休憩所」』に登録以降、サイクリストの施設利用者也増加傾向にあります。

また、昨年度には吉野川の魚などを観賞できる設備を設置するなど、多くの方を楽しんでもらえる施設づくりを進めてまいりました。

年間の来館者も約三千人を数え、今後はさらなる利活用の推進に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい。自転車のイベントをやっていたときに私も行きました。サイクリストの方が、どこかでいろいろ買物をされたのか、ハンドルの横に袋を提げて走ってこられて、そして観光交流センターで車に積んでいたのを見させていただきました。そういうことを催していき、発信していけば、こうやって利用者も出てくるということでございます。

そんな中で、今後観光交流センター、これをぜひとも活用しないといけないなということで、いろんなビジョンがあると思います。しかしここは企画の方でこういうイベントをやりながら手ごたえも出てきていると思いますので、そこを担当する市長公室長の方から活用、踏み込んだ活用を今後捉えていただきたいなと思うのですが、答弁願います。

○議長（吉田雅範） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま都市整備部長の方から御答弁申し上げておりますけれども、観光交流センターの今後の活用、これにつきましては、自転車利用などにおける広域連携の拠点として、さらに魅力的な施設になりますよう地域商社を含め各種民間団体の協力を得ながら、先ほど議員から御指摘いただきましたDMOの考え方も当然取り入れた中で、今後の企画を立案してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい。本市の発展で、施設の活用ということで質問させていただきましたが、私常々いろいろな面で公共施設の建物が、今後移ったら解体していかないといけないとか、いろんな再利用とかがあると思うのですが、やはり壊すにしてもお金

がかかります。今後、財政というのはそんな降って湧いてくるというものでは決してないと、壊すだけでもお金がかかる、そうするとどうすればいいのかなということで考えていたのですが、現状の建物を有効に買っていただくとか、利用していただくとか、または貸していくとか、また指定管理に出すとか、いろいろあると思うのですが、そういうプロジェクトを組んだ方がいいんじゃないかなという思いでございます。

その建物にしても、何も凶面だけを出していても誰も見向きもしません、せっかく五條市にはドローン飛行隊がございます。建物の天井から、敷地から、近隣の道路までをビジュアルで見せて、それを活用してこんな建物があるのですがどうですかと。例えば今殺処分ゼロというところで、奈良県内でも一生懸命取り組んでいる自治体もございます。本市においても三年後か四年後にはドッグランという構想もございます。そんな中でも、そういう犬たちの保護施設が、例えばどっかの空いた公共施設でできるのかとか、いろんなそういう考え方ができると思います。何でもかんでも解体してということも、それはもちろんさっぱりしていいです、でもそこには費用というのが掛かってきます。使えるものはまだ使ったらいじやないかなという思いであります。

ただ、私も前から言っている新しい図書館におきましては、どうにか考えていただきたいと思うのですが。

そういう中で、映像を組み入れた発信を五條市のホームページでどんどん流して、全国発信して、全国から募ったらいいかなという思いでございます。見せる物件でないと誰も見向きもしないとあります。せっかく五條市でそういうドローン飛行隊を作っていたのであれば、その人たちによっていろいろな映像を作っていたらいい、上から横からの映像を、そして五條市の魅力を発信して、その物件いかげすか、きすみ館どうですか、そして大塔町にある郷土館にしてもそうです、いろいろな面で様々な仕組みが作れるのかなと、あるものを利用し活用していただいて、まちの税収につなげていこうよと、そういうチームをぜひ考えていただきたいと思うのですが、市長、御答弁いただけますでしょうか。

○議長（吉田雅範） 太田市長。

○市長（太田好紀） 一番伊谷議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

るるいろいろな考え方が当然あるのかなと思います。

一つ先ほどからも老朽化した施設を有効利用ということで、大変大事なことであるのかなと。それを有効に使うということも当然今日まで考えていた中において、老朽化した施設、例えて言ったらこの庁舎が今度移転されると、そしたらここにほかのものを、有効な形で使えるかと言ったら耐震補強の問題とか、逆にそれ以上にかかるお金の問題も当然あるのかなと思います。総合的に判断しなくてはならないことも当然あるのかなと。

いろいろと発信するのは大変なことであろうかな、これは全国的にもそのようにやっているところというのは、私もたくさん見ておりますけれども、でもなかなか来てくれないというのものもあるような感じもします。ただ何もしないよりもやった方がよいということも理解があ

るのですが、ただ魅力があるかないかという発信の仕方、内容によりますけれども、まずは五條市内の人たち、また若い人たちに魅力を感じてもらえるような、そういう姿を見せない限り情報発信してもなかなか来てもらえないという、私はそういう環境じゃないかなと。

まずは五條市内の人、若い人たちが、いかにこの五條市に残っていただいて、そして魅力を発信してもらおう。それがまた対外的に発信ができるという、外から来てもらうということも大変大事かも知れませんが、まずは五條市内の人、若い人たちがこの五條市の中でいろいろな形の中で商売をしたり、また地域の活性化に力を注ぐような若者が残ってもらえるような環境も大事だというように思います。

なかなかそんな簡単なようなものではないかも知れませんが、その上に並行して伊谷議員が言ったような形の中で、やはり全国的にそういう動画を作って発信するというのも当然大事だろうと思います。これから総合的な考え方をしながら、より効率よくやっていくということが大変大事だろうかなと思いますので、ぜひともそこらを踏まえて、今後協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。（「一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい。本当に今市内の若者の方、例えば商工会の青年部の方たち、またJCの方たちも、そして一般のいろいろな農業の若手の方たち、いろいろな素晴らしい考えをお持ちです。そんな方たちがそういう形でしっかりと我がまちを盛り上げていただいた上で、そういう跡地の有効利用というところまで発展できれば、それは素晴らしいことだと思いますので、まずは市民の皆さんが、あんなるほど五條市が変わってきたな、いろいろな取組をしてきているなあというような形をぜひ市長のもと、行政の皆さん、そして地域の各種団体の皆さんとタッグを組んで、まずベースとなるものを築き上げていただくよう心からお願ひしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田雅範） 以上で、一番伊谷賢司議員の質問を終わります。

昼食及び答弁補助員の入替えのため、一時三十分まで休憩します。

午前十一時四十七分休憩に入る

午後一時二十八分再開

○議長（吉田雅範） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、報第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）報第十一号 令和元年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について。

○議長（吉田雅範）報告を求めます。櫻井土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 櫻井克充登壇〕

○土地開発公社事務局長（櫻井克充）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十一号 令和元年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について、地方自治法第二百四十三条の第三第二項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の五條市土地開発公社令和元年度決算書・事業報告書の一ページより御覧いただきたいと存じます。

それでは、令和元年度五條市土地開発公社決算書について御報告申し上げます。

最初に、一、収益的収入及び支出でございますが、これは五條市土地開発公社の令和元年度の経常的な事業活動における収支の結果を示すものであり、事業活動に伴い発生する全ての収益と全ての費用が、現金収支の有無にかかわらず、発生の実態に基づいて計上されるものであります。

まず、（一）収入の部でございますが、第一款土地開発事業収益の予算額合計一億四千九百二十万三千円に對しまして、決算額は一億四千九百七十九万十五円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、土地開発公社が主たる事業により得た収益であります第一項の事業収益につきましては、一億四千八百九十三万二千四百三円となっております、公共用地的売却に係る収益でございます。

主な内容といたしましては、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業において、国土交通省近畿地方整備局、五條市並びに五條市土地開発公社の三者によります「用地の先行取得に関する契約」に基づき、当公社が先行取得しました事業用地に対する近畿地方整備局からの買戻しに係る売却収益といたしまして、六千二百七十四万五千二百七十七円となりました。

また、周遊観光拠点施設整備事業に係る野原新町公共用地並びに市道岡口三号線道路改良事業に係る五条駅南北連絡道代替地及び岡口道路改良事業用地の五條市への売却収益が、合計で八千六百八十七万七千二百二十六円となっております。

次に、主たる事業活動以外の活動を源泉とする経常的な収益であります第二項の事業外収益につきましては、八十五万七千六百十二円となっております。内訳は受取利息六百八十三円及びJR五条駅前臨時駐車場使用料六十六万二千八百円、並びに各事業用地の貸付料が主なものとあります。その雑収益十九万四千二百二十九円でございます。

続きまして、(二)支出の部でございますが、第一款土地開発事業費用の予算額合計一億四千三百九十一万三千円に對しまして、決算額が一億四千三百二十万三千九百八十二円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、土地開発公社の主たる事業に要した費用であります第一項の事業費用につきましては、一億四千二百六十二万八千五百三十三円となっております。事業用地の売却原価一億四千二百八十七万七千二百七十七円及び事務的経費を支出しております。一般管理費四十四万一千二百九十六円でございます。

次に、主たる事業活動以外の活動により生じたものであります第二項の事業外費用につきましては、五十七万五千四百七十九円となっております。りまして、光熱水費など、JR五条駅前臨時駐車場の管理経費でございます。

次に、第三項の予備費につきましては、その予算額五十万円の全額が不用となっております。恐れ入りますが、二ページを御覧ください。

続きまして、二、資本的収入及び支出でございますが、ここでは資産の処分の有無にかかわらず、資産を増加させるための支出や負債を減少させるための支出及びこれらのために必要な資金収入を計上することとなっております。

まず、(一)収入の部でございますが、第一款資本的収入の予算額三十一万七千円に對しまして、決算額が十五万八千四百四十二円となっております。

当該決算額の内訳は、第一項の利子補給金のみでございます。一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業以外の借入金利息支払額に對する市からの利子補給金でございます。

続きまして、(二)支出の部でございますが、第一款資本的支出の予算額合計一億四千四百三十九万八千円に對しまして、決算額が一億四千九十八万四千七百九十二円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、第一項の用地取得造成事業費につきましては、決算額が二百八十三万五千百十三円となっております。まして、事業用地の維持管理及び売却準備等経費である直接経費二百四十七万七千六百六十円、借入金利息三十万九千五百五十三円等でございます。

次に、第二項の借入金償還金につきましては、決算額が一億三千八百四十四万九千六百七十九円となっております。事業用地に係る借入金の償還金でございます。

内訳としましては、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業に係る南都銀行への償還金としまして、五千八百十四万九千六百七十九円並びに五條市の基金への償還金としまして八千万円となっております。

また、資本的収入が資本的支出に対して不足する額一億四千八十二万六千六百五十円につきましては、損益勘定留保資金で補てんをしております。

この損益勘定留保資金は、収益的支出における費用のうち、土地売却原価など、現金の支出を伴わない費用の計上が基になるものであり、帳簿上に計上されたその費用の金額は、公社の会計処理上、前年度以前の未使用分も合わせて、内部留保資金として資本的収支不足額の補てん財源として使用することができますのでございます。

次に、三ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、損益計算書でございます。令和元年度における当公社の経営成績を明らかにするため、会計期間に属する全ての収益とこれに対応する全ての費用とを記載して、当年度の経営の状況並びに純損益を表示するものであります。

一の事業収益一億四千八百九十三万二千四百三円から二の事業費用合計一億四千二百六十二万八千五百三円を差し引いた額であります。事業利益六百三十万三千九百円と、三の事業外収益合計八十五万七千六百十二円から四の事業外費用五十七万五千四百七十九円を差し引いた額であります。二十八万二千三百三十三円を加えた当年度の経常利益は六百五十八万六千三百三十三円の黒字となり、これと同額が当年度純利益となりました。

続きまして、四ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書でございます。

利益準備金に前年度の純利益である前年度繰入額三百七十一万七千九百十二円を積立てし、令和元年度の純利益である当年度未処分利益剰余金六百五十八万六千三百三十三円を利益準備金に積み立てるものとなっております。

続きまして、五ページから六ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、貸借対照表でございます。令和元年度における当公社の財産状況を明らかにするため、貸借対照日であります令和二年三月三十一日における全ての資産、負債及び資本の現在高を記載したものでございます。

貸借対照日現在で、これまで導入された資金が土地や現金預金など、どのような形でどのくらい存在し、またそのために長期借入金、資本等の資金がどのような方法でどのくらい調達されているかを対照表にして示したものが貸借対照表であります。これによって資産と負債及び資本のバランス、それぞれの残高など、財政状態が示されているものでございます。

五ページの一番下の行の資産合計、二十一億一千二百八十八万六千四百円に対しまして、次のページ、六ページの中ごろに記載しております負

債合計が十九億三百二十二万七千十七円、また、下から二行目の資本合計が二億六百九十万一千五百八十七円で、負債・資本合計は二十一億一千二百八千六百四円となっております。

続きまして、七ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、キャッシュ・フロー計算書でございます。令和元年度における当公社の現金の動きを明らかにしたものでございます。

令和元年度における現金及び現金同等物増加額は七百九十四万六千五百九十円となり、期末残高は一千七百九十二万六千九百六十四円となりました。

恐れ入りますが、三ページから七ページにおける各財務諸表の詳細につきましては、後刻御清覧をいただきますようお願い申し上げます。

次に、八ページを御覧ください。

続きまして、令和元年度の五條市土地開発公社事業報告を申し上げます。

令和元年度事業の総括としましては、一、継続事業としまして、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業の事業用地取得及び補償につきまして、平成二十八年年度をもって完了し、令和元年度は国からの償還を受けるとともに、公社借入金金の償還及び利息の支払いを行っております。

次に、二、その他の事業としましては、保有土地の売却としまして、野原西一丁目地内の野原新町公共用地四七二平米を五條市に売却、また、岡口二丁目地内の五条駅南北連絡道代替地三八三・九八平米、岡口道路改良事業用地二六三・四平米も五條市に売却しております。

そのほか、保有土地の暫定利用といたしまして、五条駅前整備事業用地を臨時有料駐車場として利用しております。

また、公社が保有する土地につきましては、草刈等の実施による適切な維持管理、市計画事業に係る土地売却に備えた測量の実施、さらに、簿価上昇の抑制を図るため、引き続き市の基金から借入をしているところでございます。

引き続き、九ページを御覧ください。

三、臨時駐車場利用状況では、JR五条駅前臨時駐車場における月別の利用状況を記載しております。

また、四、経理の状況では、令和元年度の収益的収支及び資本的収支の状況について記載いたしております。

続いて、十ページを御覧ください。

五といたしまして、理事会の議決事項としまして、令和元年度の当公社理事会における議決事項の件名等について記載いたしております。さらに、六、職員に関する事項といたしまして、公社事務局職員の構成を記載しております。

恐れ入りますが、九ページから十ページの詳細につきましては、後刻御清覧をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、十一ページから十二ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますのは、財産目録でございます。令和元年度末における公社が所有する財産、すなわち資産及び負債の全てを目録にしたもので、この財産目録により当該事業年度末における公社の正味財産が計算される書類であります。

まず、資産の部でございますが、合計で二十一億一千二百八千六百四円となっております。この内訳といたしましては、現金や預金、また事業活動において経常的または短期間に反復して発生する取引に伴い発生した資産、さらに短期間に消費され、または他の形態に転換する資産であります。流動資産につきましては、現金預金の一千七百九十二万六千九百六十四円、基本財産の五百万円、事業用地の二十億八千七百二十万一千六百四十円となっております。

次に、十二ページの負債の部でございますが、合計で十九億三百二十二万七千七百七十七円となっております。この内訳といたしましては、長期借入金として、事業用地に係る五條市の基金からの借入が十五億二百八十万円でございます。

そして、事業活動における取引によって発生した負債等であります。流動負債が四億百四十四万七千七百七十七円となっております。結果としまして、差引正味財産は二億六百九十万一千五百八十七円となっております。

十三ページ以降の附属資料につきましては、説明を割愛させていただきます。

以上で、報第十一号、令和元年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告についての報告を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）十二ページの長期借入金で五條市の基金から約十五億円借りているということですが、借入金額はだんだん減らしていつているのか、増えてきているのか、その辺の傾向はどうですか。

○議長（吉田雅範）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

私、土地開発公社の常務理事の役職として答弁させていただきます。

基金からの借入金につきましては、五條市からの買戻し等によりまして、資金が戻るたびに繰上償還として返済をしております。ほぼ毎年度減少しております。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 土地開発公社といえども、利益の上がるように頑張っていたら、五條市の基金からの借金をできるだけ早く返していただくよう頑張っていたらどうか。お願いいたします。

それと、JR五条駅前の駐車場台数とか収入報告がありましたけれども、JR大和二見駅の北側に土地開発公社の駐車場がありますけれども、あの駐車場の契約台数は現在ありますか。あるんですたら何台になっていきますか。

○議長（吉田雅範） 松本総務部長。

○総務部長（松本成人） 失礼します。

十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

JR大和二見駅の駐車場でございますが、そちらの駐車場の方は、土地開発公社の駐車場ではございません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範） 質疑を終わります。

以上で報第十一号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範） 次に日程第三、報第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹） 報第十二号 令和元年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について。

○議長（吉田雅範） 報告を求めます。吉川大塔支所長。

〔大塔支所長 吉川佳秀登壇〕

○大塔支所長（吉川佳秀） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十二号、令和元年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告につきまして、地方自治法第二百四十三条の第三第二項の規定により御報告申し上げます。

当財団の令和元年度につきましては、理事を民間から招き民間のノウハウを使い、法人運営の強化を図るとともに、職員八名と調理士二名ほかパート職員を雇用し、施設及び事業の運営を行ってまいりました。

令和元年度は前年度と比較して売上げや利用者も増加しましたが、新型コロナウイルスの影響で、三月の利用者や収入は減少いたしました。全ての事業収入につきましては、指定管理料四千五百八十八万一千円を含めまして、一億四千六百九十六万七千三百四十二円となりました。

事業支出につきましては一億四千八百三十五万六千九百九十五円となり、当期収支は経常外費用と合わせ百三十八万八千七百五十四円の純損失となりました。

令和二年度は新型コロナウイルスの感染拡大予防のため四月十八日から五月三十一日まで休業しており、利用者や事業収入が大幅に減っております。

それでは、令和元年度決算について御説明申し上げますので、別冊の令和元年度決算書・事業報告書を御覧願いたいと存じます。

三ページから四ページを御覧願います。

令和元年度における一般財団法人大塔ふる里センター事業全体の収支決算でございます。

当期収入額は一億四千六百九十六万七千三百四十二円で、台風などによる災害も少なかったこともあり前年度に比べ一千八百八十七万三千三百七十五円の増となっております。

また当期支出額は利用者が増えたことに伴う経費の増加等により、一億四千八百三十五万六千九百九十五円となり、当期収支は経常外費用と合わせ百三十八万八千七百五十四円の純損失となりました。

五ページと六ページを御覧ください。

ふれあい交流館、ロッジ星のくのにの正味財産増減計算書となっております。

ふれあい交流館については、入浴料やカラオケ代などで三千八百八十四万七千六百六十円の収入に対し、職員一名の人件費や燃料代、光熱水費などで三千百三十三万八千二百四十四円の支出となり、差引収支は五十万八千九百四十六円の黒字となりました。

ロッジ星のくについては、宿泊料などによる五千百九十八万三千二百八十九円の収入に対し、職員四名の人件費や燃料代、光熱水費、原材料代などの五千六十六万二千七百七十五円の支出となり、差引収支は百三十二万一千二百四十四円の黒字となりました。

七ページと八ページを御覧ください。

道の駅と大塔郷土館の正味財産増減計算書です。

道の駅につきましては、売店での売上げ等により三千九百二十万一千六百十三円の収入に対し、職員二名の人件費や商品の仕入れ代などで三千九百六十七万三千九百三十五円の支出となり、差引収支は四十七万二千三百二十二円の赤字となりました。

大塔郷土館につきましては、食事代などで一千三百七十三万二千三百四十円の収入に対し、支出は職員二名の人件費やパート代、材料の仕入れ代などで一千五百二十五万七百七十円となり、差引収支は百五十一万八千四百三十円の赤字となりました。

続きまして、九ページ、十ページを御覧ください。

デイサービス等の福祉事業、赤谷オートキャンプ場の正味財産増減計算書になります。

福祉事業は、デイサービスの本人負担金や介護保険金などで百四十四万一千八百六十円の収入に対し、看護師やヘルパーの賃金などで百八十万一千五百五十五円の支出となり、差引収支が三十五万九千六百九十五円の赤字となりました。

赤谷オートキャンプ場につきましては、引き続き復旧工事が進められており、再開には至っておりません。続きまして、十一ページ、十二ページを御覧ください。

大塔水車小屋、事務局費に当たります法人会計の正味財産増減計算書になります。

大塔水車施設については、十二万円の収入に対し、水車小屋屋根修繕費など二十万八千六百五十六円の支出となり、差引収支は八万八千六百五十六円の赤字となりました。

事務局費に当たります法人会計につきましては、八百六十四万一千八十円の収入に対し、職員一名の人件費などで九百四十二万八千九百円の支出となり、差引収支は七十七万九千八百十円の赤字となりました。

十五ページから十七ページまでの施設ごとの貸借対照表内訳表、十八ページと十九ページの令和元年度一般財団法人大塔ふる里センター事業報告につきましては、説明を省略させていただきましたので、後刻御清覧いただきたいと存じます。

令和二年度におきましては、新たな商品開発、販売を行う予定となっておりますことや、来年度から地域商社へと移行する大切な年となっておりますので、各施設の運営と経営向上に向け、一層努めてまいりたいとのことでございました。

以上で、令和元年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業についての報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今報告の中でございましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策で営業をせず休館している施設がたくさんあるという報告をいただきましたけれども、この新型コロナウイルス感染症対策で、大塔ふる里センターとして国からの補助金をいただくとか、県の協力金をいただくとか、また賃金の雇用調整助成金をいただくかどうか、その辺の申請はどうなされておるのか教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）吉川大塔支所長。

○大塔支所長（吉川佳秀）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず経営につきましてはでございますが、中小企業等、営業自粛に対しましての措置といたしまして、持続化給付金二百万円の申請を行っておりますところでございます。

またこれに対する措置でございますが、お述べのとおり、雇用調整助成金を申請して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）昨日の一般質問でも言わせていただいたのですが、県の協力金が財団法人でももらえるという枠を広げておりますので、その辺ももう一度よく研究して、さらにももらえるような手立てをやっていっていただきたいと思えますし、それがもらえると、五條市の協力金ももらえるというシステムになってございますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

そして営業再開に向けた、いわゆる三密を防ぐような体制をきちっとお客様に示していかなくてはならないと思うのですけれども、その辺こういった手立てをやっているのか教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）吉川大塔支所長。

○大塔支所長（吉川佳秀）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、まず職員の検温、マスクの着用、アルコール消毒を必ず行う、施設の換気につきまして一時間ごとに行う、それからお客様にはマスクの着用や入り口におきましての消毒をお願いするなどの措置をとっていききたいと考えております。

換気の難しい施設につきましては、当面休止するということですが、中でも大塔郷土館の歴史の蔵とか夢乃湯のサウナ、こういったところはしばらく閉めたままにしておくというふうになっております。

それから食堂等につきましての座席ですけれども、客席の数を減らすなどして密にならないようにするというような基本的な対応をとっていききたいと考えておるところでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今のは当然の話ですやん。僕が聞かせていただいたのは、三密を防ぐことをどうやって、また集客に向けてどうPRしているのですかという質問をさせていただいたのですよ。当然集客、もう六月一日からオープンしているところもございまして、いわゆる三密を防いだことをしっかりPRしないとお客様は来ないので、その辺はどうやってPRしていますかということを私聞かせていただきたいですわ。

質問の回数、私三回しかできないのですけれども、今の答弁は全然違うので、カウントに入れないでいただきたいと思えます。

○議長（吉田雅範）吉川大塔支所長。

○大塔支所長（吉川佳秀）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

基本的な今のことを守りながら、PRの方でございませけれども、財団のホームページ等でPRをしていく、そのこと以外に今のところ伝達手段がございませんので、それでやっていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）財団のホームページでは、いまだにそういった三密、新型コロナウイルス感染症に対しての、営業再開に向けてこうやっていきますという取組の内容は一切掲載されてございません。今、大塔支所長が申し上げましたけれども、それはいわゆる、今ホームページで載っておるといような表現をされましたけれども、決して載ってないと思いますよ。もっとお客さんを集客しようという気持ちの表れがそのホームページじゃないですか。どこの旅館でも大変厳しい中、経営困難の中、再度お客さんを呼び込もうと思つてホームページでPRしてやるわけですよ。ところが財団は一切それについて何も触れてない、来てくださいとも何とも書いていない。

そしてまた休みについてもなかなか分かりにくい、それぞれの星のくにのホームページであれば、そこでは何も記載されていない、いわゆる財団のホームページでしかそこでは休館とかいうことが分からないわけじゃないですか。もっと集客を考えたようなアピールをしていかないとだめなんです。その辺が幾ら地域商社と変わっても、そこで働く人たちのお客さんを呼び込もうという気持ちがあれば、幾ら頑張ってくださいとこちらがエールを送っても届かないわけですよ。その辺どうお考えになりますか。

○議長（吉田雅範）吉川大塔支所長。

○大塔支所長（吉川佳秀）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

ホームページにつきましては、これから検討中ということでございます。訂正させていただきます。

それとただいまお述べになりましたことでございますけれども、私どももそのとおり、そのように考えております。やはりPR、それからどうやってお客さんに向けて発信していくかというところに職員のスキルの問題が出てくるのではないかなと思っております。

地域商社に向けて、そういったところもお互いに大塔支所も含めまして取り組んでまいりたいと考えております。
以上でございます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

以上で、報第十二号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範）次に日程第四、報第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）報第十三号 令和元年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（吉田雅範）報告を求めます。松本総務部長。

〔総務部長 松本成人登壇〕

○総務部長（松本成人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十三号 令和元年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三ページを御覧願います。

令和元年度の繰越明許費につきましては、全十一事業、繰越確定額でございます六億一千六百九十九万九千円を翌年度へ繰り越したことに
いて、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定に基づき繰越計算書により報告を行うものでございます。

議案書の四ページを御覧ください。

各事業の概要につきましては、十二月定例会、三月定例会等において既に御説明申し上げますので割愛をさせていただきます、繰越確定額と事業完了予定を御報告申し上げます。

なお、繰越限度額と繰越確定額が同額の事業につきましては、繰越確定額のみを報告とさせていただきます。

それでは、各事業について御報告申し上げます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、基金積立金事業につきましては、繰越確定額は五百十万円、事業完了予定は令和二年六月でございます。

次に、三款民生費、二項児童福祉費、学童保育所施設整備事業につきましては、繰越確定額は百七十三万七千円、事業は令和二年四月末で完了いたしました。

次に、四款衛生費、二項清掃費、（仮称）二見地区多目的広場整備事業につきましては、繰越確定額は七千七百六十万円、事業完了予定は令和三年三月でございます。

次に、五款農林業費、一項農業費、農村地域防災減災事業につきましては、繰越確定額は、二千五百七十万円、事業完了予定は令和三年三月でございます。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、道路維持修繕事業につきましては、繰越確定額は二千万円、事業完了予定は令和三年三月でございます。

次に、同款、同項、道路改良事業につきましては、繰越限度額は一億三千七百七十八万一千円、繰越確定額は一億一千七百八万一千円、事

業完了予定は令和三年三月でございます。

次に、八款消防費、一項消防費、防災行政無線整備事業につきましては、繰越確定額は二億一千五百万円、事業完了予定は令和三年二月でございます。

次に、九款教育費、一項教育総務費、ICT教育推進事業につきましては、繰越限度額は一億一千六十九万円、繰越確定額は九千七百八十万円、事業完了予定は令和三年三月でございます。

次に、野原中学校改修事業につきましては、繰越確定額は三百万円でございます。この繰越予算は工事の前払金として、令和二年五月に執行いたしております。

なお、改修工事の事業完了は令和三年一月を予定しております。

次に、(仮称)五條A認定こども園整備事業につきましては、繰越確定額は九百万円、事業完了予定は令和三年三月でございます。

次に、十款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業につきましては、繰越確定額は四千四百八十一万円、事業完了予定は令和二年十二月でございます。

繰越事業につきましては、以上でございます。

未完了の事業につきましては、早期完了に向け、鋭意取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長(吉田雅範) 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。(「二番」の声あり)二番養田全康議員。

○二番(養田全康) 四ページのICT教育推進事業、これは子供たちに対してのタブレット授業の関係ですかね。もしそうであるならば、これが遅れることによってその文部科学省が進める事業が遅れてしまうのかどうか。今現状子供たちはどういう状態になっておるのか、その辺聞かせてください。

○議長(吉田雅範) 松井教育部長。

○教育部長(松井和永) 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

一般質問の中でお答えをしましたが、ただいまタブレットの購入につきましては、県と一緒に共同調達ということで仕様書を作成していただいております。

また校内のLAN整備につきましても、今仕様書の作成をして、入札に向けて準備を整えているところでございます。

以上でございます。(「二番」の声あり)

○議長（吉田雅範） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） はい。県と共同で今やってくれているということですが、そうすると、奈良県下の他市町村と比べて遅れているというような状態ではないわけですか。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

共同調達で行っておりますので、歩調を揃えてやっているところがございます。以上でございます。

○議長（吉田雅範） 質疑を終わります。

以上で、報第十三号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範） 次に日程第五、報第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹） 報第十四号 令和元年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

○議長（吉田雅範） 報告を求めます。松本総務部長。

〔総務部長 松本成人登壇〕

○総務部長（松本成人） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十四号 令和元年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の五ページより御覧願います。

本報告議案につきましては、令和元年度において、支出負担行為がなされている経費のうち、避けがたい事故のために支出を終わらなかつた四つの事業の経費につきまして、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定により、事故繰越しとし、地方自治法施行令第五十条第三項の規定に基づき繰越計算書により報告を行うものがございます。

それでは、議案書の六ページを御覧ください。

事業内容について御報告申し上げます。

初めに、四款衛生費、二項清掃費、ごみ袋製作事業でございますが、受注業者においてごみ袋の製造を中国の工場で予定していましたが、

新型コロナウイルス感染症の影響により操業停止となり事業の年度内完了が困難となったため、六百十八万九千七百円を事故繰越しとしたものでございます。

財源につきましては、全額一般財源でございます。

なお事業は、令和二年四月末で完了いたしております。

次に、九款教育費、一項教育総務費、記念碑作成事業でございますが、学校適正化により令和二年三月に閉校となる小学校二校及び中学校二校を対象とした記念碑作成業務委託契約の履行に際し、受注業者において記念碑の石材を中国から輸入する際、新型コロナウイルス感染症の影響により、物流が滞り事業の年度内完了が困難となったため、九十九万円を事故繰越しとしたものでございます。

財源につきましては、全額一般財源でございます。

事業は、令和二年四月末で完了いたしております。

次に、十款災害復旧費 二項公共土木災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業でございますが、市道北曾木線の工事施工現場内で大規模な崩土が発生したため工事を中断し、その安全対策を講ずるために五條市と請負業者による崩壊防止対策の再設計等に不測の日数を要したことにより、年度内完了が困難となったことから、契約額から支出済額七千五百五十三万円を差し引いた七千四百四十五万八千三百円を事故繰越しとしたものでございます。

財源につきましては、国庫支出金三千五百七十二万一千円、市債三千七百四十万円、一般財源が百三十三万七千三百円でございます。

事業完了予定は、令和二年八月末でございます。

次に、同款、同項、河川災害復旧事業でございますが、普通河川笠神川の工事施工現場内で、資材運搬車両の転倒事故が発生し、作業員が負傷したことから、労働基準監督署からの安全衛生指導書等に基づく五條市による安全対策の確認がなされるまでの間、工事の休止を指示したことにより、年度内完了が困難となったことから、契約額から支出済額五百五十三万円を差し引いた七十三万七千八百円を事故繰越しとしたものでございます。

財源につきましては、全額一般財源でございます。

なお事業は、令和二年四月末で完了いたしております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第十四号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範）次に日程第六、報第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）報第十五号 令和元年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（吉田雅範）報告を求めます。東水道局長。

〔水道局長 東 純司登壇〕

○水道局長（東 純司）ただいま上程いただきました報第十五号、令和元年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の八ページを御覧願います。

本繰越計算書は、一款資本的支出、一項建設改良費の一部を翌年度に繰り越したものでございます。

老朽管布設替事業の予算計上額八千九百万円のうち、一億四千四百三十三万六千五百円を翌年度に繰り越したものでございます。

繰越理由につきましては、他社の添架管との支障が発生し、施工に不測の日数を要したことから繰越となりました。

財源につきましては、企業債、国庫補助金、損益勘定留保資金を充てております。

なお、この事業につきましては、本年六月末竣工を予定しております。

次に、白銀北地区統合簡易水道事業で、予算計上額四億五千九百八十四万六千二百円のうち、三億二千二百二十九万四千四百円を翌年度に繰り

越したものでございます。

繰越理由としまして、入札不調による再入札と、掘削時において支障が発生し遅延が生じたため繰越となりました。

財源につきましては、企業債、国庫補助金、損益勘定留保資金を充てております。

なおこの事業は、本年十二月末の完了を予定しております。

次に、白銀南地区統合簡易水道事業で、予算計上額一億二千四百九万七千四百八十円のうち、八千九百七十四万六千八百円を翌年度に繰り

越したものでございます。

繰越理由としまして、掘削において支障が発生し遅延が生じたため繰越となりました。

財源につきましては、企業債、国庫補助金、損益勘定留保資金を充てております。

なおこの事業は、本年四月二十七日に竣工しております。

次に、宗松上地区統合簡易水道事業で、予算計上額二億二千八百三十七万八千百円のうち、二億二千五百七十三万二千百円を翌年度に繰り越したものでございます。

繰越理由としまして、継続事業であります平成三十年度工事が繰越により令和元年九月末竣工となり、継続する当該工事の発注が遅延したため、繰越となりました。

財源につきましては、企業債、国庫補助金、損益勘定留保資金を充てております。

なおこの事業は、本年九月末の完了を予定しております。

次に、機械及び装置更新事業で、予算計上額四千九百十二万七千円のうち、七百二十四万六千八百円を翌年度に繰り越したものでございます。

この繰越事業は、非常用自家発電機の減圧水槽の製作搬入において、新型コロナウイルス感染症関連で納品に遅延が発生したため、繰越となりました。

財源につきましては、損益勘定留保資金を充てております。

この事業につきましては、本年六月末に完了する予定であります。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）掘削現場に岩盤があったと、時間を要したため工期が延長されるというのはよく分かるんですけども、ちなみにこれは掘削してみないと分からないことかもしれませんけれども、工事額の増額と言うのもあるのですかね。

○議長（吉田雅範）東水道局長。

○水道局長（東 純司）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

当初から岩を見ていませんでしたので、掘削の最中に出た岩については増額させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）ちなみに幾らの増額になっているのか教えてください。

○議長（吉田雅範）東水道局長。

○水道局長（東 純司）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

完了した工事でございますが、白銀南地区簡易水道の工事、第一工事というのは終わっております、そこでは主に岩が出たということで、請負代金で百四十三万五千五百円増額になっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）ちなみに現地で職員なりが岩盤を確認した上で、掘削数量の中で岩盤と土との差額が発生した分が出ているというような状態でございますか。

○議長（吉田雅範）東水道局長。

○水道局長（東 純司）二番養田議員の御質問にお答えいたします。

はい。業者と職員が立会いまして、岩の深さとか延長とかを調べさせていただきました。そしてあと写真に撮影して残っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）二項の、十二月末に完了予定になってございます、入札不調の原因とはどういった原因ですか。

○議長（吉田雅範）東水道局長。

○水道局長（東 純司）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

入札者不在でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いわゆる応札がなかったということですね、やはりそれにはもう入札終わったわけですよ、今。まだ終わっていませんのかな……。十二月末って言うていたから、もう入札は執行されて工期の予定がついておるといふことでよろしいですか。

○議長（吉田雅範）東水道局長。

○水道局長（東 純司）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

再入札させていただきまして、進めております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この工事名を見ますと、白銀北地区と南地区の簡易水道を統合する事業でございます。片一方で工事が四月二十一日に完了しておるわけでございますけれども、この遅延によっていわゆる住民の方に御迷惑を掛けることはないのかどうか、その辺を教えてくださいますか。

○議長（吉田雅範）東水道局長。

○水道局長（東 純司）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

当初は地元の方にも入札がうまく執行できることをお伝えしておりましたが、開札の結果で遅延するかも分からないというのは地元の説明させていただいております。今も事業を進めておるところは、御理解いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

以上で、報第十五号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範）トイレ休憩並びに答弁補助員の入替えのため、二時四十五分まで休憩いたします。

午後二時三十二分休憩に入る

午後二時四十二分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第七、議第三十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第三十七号 五條市人権が尊重されるまちづくり条例の制定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。中本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 中本賢二登壇〕

○すこやか市民部長（中本賢二）ただいま上程いただきました議第三十七号、五條市人権が尊重されるまちづくり条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書九ページを御覧いただきたいと思ひます。

この条例の制定理由につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律を始めとするあらゆる差別の解消を目的とした法令に基づき、人権意識の高揚を図り、市民等の参加による真に人権が尊重される五條市の実現に寄与することを目的として制定するものであり、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

それでは、制定する内容につきまして、説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十ページを御覧いただきたいと思ひます。

本案は、五條市人権が尊重されるまちづくり条例の制定であります。

内容につきましては、第一条では目的を定め、第二条で基本理念を定めることとしました。

第三条では市の責務について定めておりまして、市は五條市民憲章の理念にのっとり、差別及び人権を侵害する行為の防止と市民等の人権擁護と人権意識の高揚に努めることとし、行政に携わる者は、実情に応じた指導及び助言ができるように努めることとしております。

議案書十一ページを御覧いただきたいと思ひます。

第四条では、市民等の責務としまして、市民等は、差別及び差別の許容、拡散、扇動その他差別を助長する行為をすることのないよう努めることとし、第五条では、教育及び啓発活動の充実とし、積極的な啓発活動を行うことにより差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境の醸成を促進すること、第六条では、推進体制の充実を図ることとしております。

次に議案書十二ページを御覧いただきたいと思ひます。

第七条では、相談体制の充実を図ること。

第八条では、審議会に関することについて、人権に関する必要な施策の策定及び重要事項を五條市人権施策協議会において審議することとしております。

第九条では、必要事項の規則委任について規定しております。

なお附則につきましては、施行期日を公布の日から施行すると定めております。

以上、議第三十七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 大変複雑な条例になっておりますので質問をいたします。

九ページの制定理由の中に、部落差別の解消の推進に関する法律の施行に伴い本条例の制定が必要となったためと、こうあるわけですが、この部落差別の解消の推進に関する法律、これが国会で可決されたのは平成二十八年の十二月八日だったと思います。しかしこの可決も全ての政党、全ての国会議員の賛成で可決したわけではありません。我が党はじめ一部の国会議員も反対をしました。そして可決はしておりますけれども、附帯決議がともに可決されているわけです。附帯決議を付けなければならぬということ、この法律にも問題点があったと言うことになるわけです。その附帯決議は皆さん方つかんでおられるのかどうか、そしてその附帯決議の重要なところを今提出された条例に活かされておるのかどうか、その辺りどうですか。

○議長（吉田雅範） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

国会で決まった中での附帯決議につきましては、現在私どもの方では承知をしていないところでございますけれども、この法律に関しましては非常に重要な案件と理解しております。それに伴いまして、県条例が制定されまして、我が市でも今回の制定となったところでございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 私の方から附帯決議の内容を明らかにします。短いです。

平成二十八年十二月八日、附帯決議。国や自治体が格段の配慮をする事項として、三点重要視されております。その一は、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因、つまり暴力的で人権侵害の確認・糾弾行動等にならないような対策を講ずると、これがまず一点です。

二つ目は、教育、啓発で新たな差別を生むことのないよう留意すること。

三つ目は、部落差別の実態調査で新たな差別を生むことがないように留意すること。これが附帯決議です、短いですが、しかしこれは過去の一部の運動団体の、いわゆる脅迫的、暴力的な確認・糾弾行動が事実としてありましたからね、だからそれを、そのようなことにならないように付け加えられたわけです。ところがですね、今上程されたこの条例の十一ページの第六条を見てくれますか。その三、市は前項の施策を推進するため、市内外におけるあらゆる差別の現状及び差別の解消のための施策に関する情報を収集し、市民等に提供するとともに、必要に応じた調査等を行うものとする、こうなっているわけですね。この内容は、今私が明らかにした附帯決議にも触れることにもな

ると私は判断しております。

そしてもう一つ大事なことは、やはりこういった差別問題、いろいろ国内でも世界的にもいろいろ起こっていますけれども、そういった差別の解決は、いわゆる日本で言うならば日本国憲法の中に国民の権利と義務、第三章ありますわな。この中の第十九条には思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。また第二十一条には集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これは保障しなければならない。こうなっているわけです。だからこういった差別の現状を調査するとか、こういう規制条例ではなしに、今明らかにした日本の憲法の思想・信条の自由、表現の自由といったこれを保障する、侵さないような方法でお互いにいるいろいろな見解を出し合って差別問題をなくしていくという、この方法に急を置かなあかんわけです。過去の誤ったようなことに戻るような条例になりかねないと、私はそういうふうに判断しております。

従いまして、本会議の採決では、私は反対討論を行わせてもらわなければならないということを申し上げます。

○議長（吉田雅範） 答弁はよろしいですか。（「はい。」の声あり）

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範） 次に日程第八、議第三十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹） 議第三十八号 五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。松本総務部長。

〔総務部長 松本成人登壇〕

○総務部長（松本成人） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十八号、五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書十三ページを御覧願います。

本条例の一部改正につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第九条第二項及び第十九

条第八号に基づく、当法律の別表に規定のない、本市における個人番号の独自利用事務として、「一般不妊治療及び不育治療にかかる治療費の助成に関する事務」を本条例の別表に新たに追加し、当該事務において、個人番号の利用並びに必要な特定個人情報情報の市町村間の情報連携及び庁内連携を行うことができるようにするものであります。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

議案書十四ページを御覧願います。

まず、本条例の別表第一中、「二十一」の事務の次に、「二十二 五條市一般不妊治療・不育治療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの」を追加するものとございます。

そして、別表第二中、十五ページにまいります。

「二十三」の事務及び特定個人情報次の次に、「二十四 五條市一般不妊治療・不育治療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの」を追加するものとございます。

なお、附則におきまして、本条例一部改正の施行期日を令和二年七月一日と定めております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）まず聞かせていただきたいのが、この条例を制定するに当たって、どういったことがどのように変わるのか、ちょっと教えてください。

○議長（吉田雅範）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

この一般不妊治療・不育治療を受けておられる市民の方が、これに係る助成金を申請する際に、これまででしたら所得の制限がございますので税務課に行つて所得証明書をもたう、あるいは市民課に行つて住民票の写しを取る、あるいは市外から転入された方でございますら、その転入前の市町村に所得証明書等の書類を請求してそれを提出しなければならぬといったことがございましたが、この条例の改正によりまして、そういった手続がマイナンバーの個人番号の利用によりまして、それと特定個人情報の連携によりまして不要になるといったこととなります。以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そんな中、当該される個人のそういう個人情報というのは簡単に流出してしまつたりとか、例えば市町村間でその人の個人

情報を簡単にやりとりされるといふようなことではないのですかね。

○議長（吉田雅範） 松本総務部長。

○総務部長（松本成人） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

このマイナンバーに関する特定個人情報でございますが、通常の個人情報以上に重要な情報という位置付けでやっております。この市町村における独自利用事務を実施するには条例を制定しますとともに、個人情報の保護委員会に届け出て、その承認を得なければならないといったことになっておりますので、厳密にそういった個人の情報が守られると、そういった仕組みになってございます。以上でございます。

○議長（吉田雅範） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範） 次に日程第九、議第四十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹） 議第四十号 五條市税条例等の一部改正について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。松本総務部長。

〔総務部長 松本成人登壇〕

○総務部長（松本成人） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十号、五條市税条例等の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。お手元の議案書十八ページを御覧願います。

今回の改正につきましては、令和二年四月三十日に地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴う五條市税条例等の一部改正でございます。改正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税等に係る特例措置を講ずること、並びにその減収を補てんする措置等を講ずるとした地方税法等の一部改正に伴い、それに係る五條市税条例等の規定を整備するものでございます。

それでは、議案書の十九ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、五條市税条例の一部を改正する条例の第一条について御説明を申し上げます。

この第一条については、地方税法等の一部を改正する法律第一条に基づくものでございます。

まず、附則第十条では、この条文において引用する固定資産税等の課税標準の特例を規定した地方税法附則の条文について、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、令和二年二月から十月までの任意の三カ月間の売上高が前年の同期間と比べ一定割合以下となった中小事業者等に対して、令和三年度課税分について、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準をその割合に応じゼロ、又は二分の一とする規定した条文、並びに中小事業者等がこの法律施行の日から令和三年三月三十一日までに取得した先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物について、固定資産税の課税標準を三年間、市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする規定した条文の条番号、第六十一条及び第六十二条を追加するものでございます。

そして、附則第十条の二において、第二十七項を設け、前述の先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の減額に係る割合についてゼロと定めております。

次に、附則第十五条の二におきましては、軽自動車税の環境性能割の税率を一パーセント分軽減する特例措置の適用期限を六箇月延長し、令和三年三月三十一日までに取得したものを対象とする改正をいたしております。

次に、附則第二十四条を設け、地方税法改正による、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和二年二月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで一年以内の期間、徴収を猶予することができる特例に係る手続について、第一項では、徴収猶予の申請書及び添付書類の訂正・提出の期間を条例第九条第七項に規定する期間とし、第二項では、当該徴収猶予に係る徴収金以外に本市の徴収金を滞納したときに徴収猶予の取消しとなる場合の条例で定める債権について、条例第十条第一項の規定を準用することを定めたものでございます。

続いて、五條市税条例の一部を改正する条例の第二条について御説明申し上げます。

議案書十九ページの下から三行目から、二十ページを御覧願います。

この第二条については、地方税法等の一部を改正する法律第二条に基づくものでございます。

まず、附則第十条におきまして、先ほど御説明申し上げました、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小事業者等の償却資産及び事業用家屋、並びに取得した先端設備等に該当する家屋及び構築物に係る固定資産税等の課税標準の特例を規定した地方税法附則の条番号をそれぞれ「第六十一条」から「第六十三条」に、「第六十二条」から「第六十四条」に改めております。

そして、附則第十条の二に設けた第二十七項においても同様に、条番号を「第六十二条」から「第六十四条」に改めております。

次に、附則第二十五条及び附則第二十六条は、新型コロナウイルス感染症等に係る市民税の税額控除の特例に係る規定を設けたものでございまして、附則第二十五条では、所得割の納税義務者が新型コロナウイルス感染症特例法に規定する指定行事の中止等により生じた当該指定行事の入場料金等の払い戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を令和二年二月一日から令和三年十二月三十一日までの期間にした場合には、その放棄をした日の属する年中に放棄払戻請求相当額の寄附金を支出したものとみなして、その合計額について二十万円を限度とし、条例第三十四条の七の寄附金税額控除の規定を適用するものでございます。

そして、附則第二十六条では、新型コロナウイルス感染症特例法の規定の適用を受けた場合における、条例附則第七条の三の二第一項（個人市民税の住宅借入金等特別税額控除）の規定の適用について、新型コロナウイルス感染症等の影響により、取得した家屋を令和二年十二月三十一日までに居住の用に供せなかつた場合には、所得割に係る控除の適用期限を一年延長し、令和十六年度までとするものであります。続きまして、五條市都市計画条例の一部改正でございまして。

第三条の改正は、都市計画税の課税標準の特例について規定する附則第十八項において、先ほど御説明申し上げました新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小事業者等の償却資産及び事業用家屋に対する課税標準の特例措置に係る地方税法附則の条番号、第六十一条を加えるものであります。第四条の改正は、附則第十八項に加えた当該条番号を「第六十一条」から「第六十三条」に改めるものでございます。本則は、以上でございまして。

最後に、二十一ページの本改正条例の附則では、この改正条例は公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定については、令和三年一月一日から施行するものとしてしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）市税の減免ということでございます。一定割合以下の所得が減った場合にゼロまたは二分の一とするということでございますけれども、一定割合というのはどういった割合ですか。

○議長（吉田雅範）松本総務部長。

○総務部長（松本成人） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置でございますが、令和二年の二月から十月までの任意の三箇月間の売上高が前年の同期間と比べて三〇パーセント以上五〇パーセント未満減少しているものについては二分の一を軽減します。それから五〇パーセント以上減少しているものにつきましては、その課税標準をゼロとするものでございます。

それからもう一つ、先端設備等の特例の方でございますが、こちらの方は令和二年の四月三十日から令和三年の三月三十一日までに取得しました該当の設備等につきまして、三年度分を本市の条例におきましてゼロとすると、課税標準をゼロとするというものでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 中小事業者等と言われましたけれども、個人事業主は入らないんですか。

○議長（吉田雅範） 松本総務部長。

○総務部長（松本成人） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

この場合の中小事業者等ということでございますが、まず資本金の額または出資金の額が一億円以下の法人、それから資本または出資を有しない法人の場合につきましては、常時使用する従業員の数が一千人以下の法人、それから議員お述べの常時使用する従業員の数が一千人以下の個人事業主でございます。原則として業種は限定されません。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） かなり大きな規模の会社でなければ恩恵は当たらないのかな……、一千人以下やから小さな企業でもいけるといいう意味ですか。個人事業主、一人親方は該当するのいかないのか、その辺を教えてくださいいただけますか。

○議長（吉田雅範） 松本総務部長。

〔問〕

○総務部長（松本成人） 失礼いたしました。九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

その場合も該当するということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範） 次に日程第十、議第四十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹） 議第四十一号 五條市手数料徴収条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。中本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 中本賢二登壇〕

○すこやか市民部長（中本賢二） ただいま上程いただきました議第四十一号 五條市手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十二ページから二十四ページを御覧いただきたいと存じます。

この条例の改正理由につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の活用に関する法律等の一部を改正する法律による住民基本台帳法、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備等を行うため、本条例の改正が必要となったため、地方自治法第九十六条第一項の規定によりまして、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十三ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、別表第二項についてでございますが、住民基本台帳法の一部改正により、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しを交付する制度が明記されたため、これらの交付に係る手数料を新しく規定することとしました。

二、住民票基本台帳法関係手数料、事務の欄「(三) 名称 住民票の除票の写し交付手数料」「(四) 名称 除票記載事項証明書交付手数料

料」(六) 名称 戸籍の附票の除票の写し交付手数料」の三つの手数料を新しく規定し、金額はいずれも、一通三百円としております。次に、議案書二十四ページを御覧いただきたいと思えます。

別表第十三項について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、通知カードの交付及び再交付は行わないこととなり、「通知カードの再交付手数料」に係る規定を削ることとなりました。

よって、別表第十三項の手数料は、御覧のとおり「個人番号カード再交付手数料」のみとなりました。最後に、附則についてでございますが、施行期日を公布の日から施行することといたしました。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(吉田雅範) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(吉田雅範) 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(吉田雅範) 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長(吉田雅範) 次に日程第十一、議第四十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(馬場雅樹) 議第四十二号 五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長(吉田雅範) 提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長(平田耕一) 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十二号、五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書の二十五ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、令和二年四月一日に家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書の二十六ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、第六条でございますが、第四項中「家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第一項第三号」に改め、同項に、次の二号を加えるものでございます。

初めに第一号「市長が、法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。」、第二号「家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）」の、二号を加え、更に第六条第五項中「前項」の次に「（第二号に該当する場合に限る。）」を加えるものでございます。

これは、家庭的保育事業等の利用乳幼児が、先行利用調整などの対応策の活用により、卒園後も引き続き教育・保育を受けることができる場合には、卒園後の受け入れ先確保のための、連携施設の確保は不要であると明記するものでございます。

続きまして、第三十七条でございますが、第一項第四号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加えるものでございます。

これは、保護者の疾病や障害等により、養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施について、明記するものでございます。

最後に、附則につきましては、施行期日を規定するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第十二、議第四十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第四十三号 五條市介護保険条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十三号、五條市介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書二十七ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正理由につきましては、令和二年四月九日付、厚生労働省より発令された新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことによる介護保険料の減免に対する財政支援についての実施に伴い、規定の整備を行うため本条例の一部を改正するものであり、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十八、二十九ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の附則に、「新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免規定を追加する」の一条を加えるものでございます。

第十条において、令和二年二月一日から令和三年三月三十一日までの間に、納期限が定められている保険料の減免については、新型コロナウイルス

ウイルス感染症により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、次の各号のいずれかに該当するもので、(一) 死亡、もしくは重篤な傷病を負った場合、(二) 事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の十分の三以上である場合及び減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得合計額が、四百万円以下であると見込まれる場合に、第十条第一項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用すると定めたものでございます。

なお附則につきましては、施行期日及び経過措置を定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(吉田雅範) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(吉田雅範) 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(吉田雅範) 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長(吉田雅範) トイレ休憩及び答弁補助員の入替えのため、三時五十分まで休憩します。

午後三時三十四分休憩に入る

午後三時四十七分再開

○議長(吉田雅範) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十三、議第四十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第四十四号 令和二年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。松本総務部長。

〔総務部長 松本成人登壇〕

○総務部長（松本成人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十四号、令和二年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和二年度五條市一般会計補正予算（第三号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、その総額にそれぞれ七千二百四十九万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百五十四億三千五百三十七万一千円とするものでございます。

それでは、まず歳出予算の補正を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページを御覧願います。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、七目企画費、十二節委託料の四十五万円でございますが、五條市ビジョン事業評価支援業務委託料を予算化するものでございまして、昨年度に策定された五條市ビジョンを効果的に進めるに当たり、計画初年度である本年度において、事業評価を一元管理するための技術的なサポート等を受けるため、所要の経費を計上いたしております。

次に、同款、同項、十五目大塔支所費、十八節負担金補助及び交付金の百七十万円でございますが、コミュニティ助成事業助成金を予算化するものでございまして、大塔町の阪本自治会が主体となって実施する阪本踊りに用いる衣装等の購入に対し、一般財団法人自治総合センターが実施する一般コミュニティ助成事業に対する助成金を活用した助成を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、この経費の財源の全額について当該事業助成金を見込んでおりまして、本年三月三十一日付で県から助成事業としての決定通知を受けております。

次に、同款、三項戸籍住民基本台帳費、一目戸籍住民基本台帳費、十二節委託料の百七十八万二千円でございますが、マイナンバー制度に伴うシステム設定変更業務委託料を追加するものでございまして、令和元年五月三十一日に公布された「デジタル手続法」に基づき国外転出

者がマイナンバーカードを利用できるようにするための住民基本台帳システムの改修を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の財源の全額を国庫支出金として見込んでおります。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、二目道路維持費の補正四千六百万円でございますが、既設構造物や道路法面に変状が見られることから法面対策工を実施するため、二つの市道補修事業に係る所要の経費を追加するものでございまして、市道森上西新子線について、十二節委託料に測量設計業務委託料九百万円を、市道北曾木線について、十四節工事請負費に道路補修工事費三千四百万円を、そして二十一節補償補てん及び賠償金に補償金三百万円を計上いたしております。

なお、当該経費のうち二千二百万円を国庫支出金として、二千五百九十万円を地方債として見込んでおります。

次に、九款教育費、一項教育総務費、三目教育振興費の補正二千二百五十六万七千円でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、学校教育における「GIGAスクール構想」の中で「令和五年度までに」としていた「児童・生徒一人一台端末」の整備スケジュールの加速化やオンライン学習環境の整備等について、国による前倒し支援が示されたことから、それら端末等の整備に係る国からの直接支払分を除いた所要の経費を計上するものでございまして、十二節委託料に学校ICT(GIGA)環境整備業務委託料一千五百九十万三千円を、十三節使用料及び賃借料にICT教育関連機器借上料四百三十一万二千円を、十七節備品購入費にオンライン学習用備品購入費二百三十五万二千円を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、国庫支出金として五十七万五千円を見込んでおります。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十五款国庫支出金において二千二百三十七万七千円を、十九款繰入金において二千二百五十二万二千円を、二十一款諸収入において百七十万円を、二十二款市債において二千五百九十万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「八番」の声あり）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）一般質問をさせてもらった学校ICT(GIGA)環境整備業務委託ですけれども、何回も言わせてもらっているこのGIGAスクール構想の中に、ICT教育環境とあったと思うのですけれども、その中で五年間というのがGIGAスクール構想五年間計画であった、それが閣議決定で前倒しになって進めるということになって、文部科学省では八月くらいには何とか形にしていくという方針が決まった

のですけれども、このGIGAスクールと書いている以上は、GIGAスクールというのは子供から大学生、高校生、教員とかも全て含まれるのですけれども、このICT教育というのは、とりあえずは小・中学校、高校生までが対象になっているのか……。指針では小学六年生、中学三年生をとりあえず先に進めていくという話だったと思うのですけれども、その中でそういう準備というのは、全体的な構想の中の取っかかりの部分で、予算になっているのか、その辺を教えてください。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいま私どもが進めておりますGIGAスクール構想というのは、小学一年生から中学三年生まででございます。以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）GIGAスクール構想は、大学生とか高校生も入っているのですけれども、これは教育委員会から少し違う部類になると思うのですけれども、それは五條市全体では今何も考えていないということですか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいま私どもが考えておるのは、小学一年生から中学三年生まででございます。以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）三回目で終わっております。

一応構想なんで、小・中学校が基本的に行っていかなければならないというのはよく分かるのですけれども、やはり五條市にも高校生も大学生もおりますので、五條市全体として構想を進めていただきますよう一言だけ言っておきます。

答弁は結構でございます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十四、議第四十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第四十五号 工事請負契約の締結について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第四十五号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書三十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、（仮称）五條A認定こども園建設工事について、相手方と工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、契約内容について申し上げます。

契約の目的「（仮称）五條A認定こども園建設工事」。

契約の方法「総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札」。

予定価格、税抜き「七億五千七百八十万円」。

入札金額、税抜き「七億五千七百七十万円」。

契約金額、税込み「八億三千二百七十万円」。

契約の相手方「田原・キタムラ特定建設工事共同企業体、代表者 株式会社田原建設 代表取締役 田原清史氏。構成員 株式会社キタムラ 代表取締役社長 北村宏人氏」

請負率、九九・八九パーセントでございます。

次に、入札経過について申し上げます。

令和二年二月五日に公告を行い、三月十三日に技術提案等を受付し、五月一日の入札書提出までに二企業体が参加し、五月十一日に開札が行われました。

その結果については、次のとおりで、金額は税抜きでございます。

初めに、田原・キタムラ特定建設工事共同企業体、金額七億五千七百万円、技術評価点百二十・一六点、評価値十五・八七三点でございます。

次に、崎山組・三和建設特定建設工事共同企業体、金額七億五千七百八十万円、技術評価点百十・四五点、評価値十四・五七五点でございます。

以上の結果、評価値の高い、田原・キタムラ特定建設工事共同企業体を落札者とし、仮契約を締結いたしました。工期につきましては、議決の日から令和三年六月三十日までを予定しております。

以上で、議第四十五号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす十日から十七日まで休会とし、次回十八日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時三分散会